

政策資料

No.225

《復刊120号》
1985年6月1日

巻頭言 渡辺三郎1

特集

ポン・サミットと日米経済摩擦打開につ

いて2

- 日米経済摩擦と市場開放政策をめぐ
るわが党の見解——書記長談話——2
- ボン・サミットについてのわが党の
見解と提言——党首会談——4
- 日米経済摩擦打開の中長期的提言6

労働者派遣法に対するわが党の対応17

- 派遣労働問題に対するわが党の態度17
- 「職業安定法の一部を改正する法律
案」及び「情報処理業務に係る労働
者派遣事業の規制及び派遣労働者の
就業条件の整備に関する臨時措置法
案」の提案理由説明22
- 「労働者派遣」に関する社会党案と
政府案の比較（主な違い）25

資料

- 「地域林業振興法案」の提案理由説明
及び要綱29
- 学校給食に対する基本の方針35
- 臨教審の「審議経過の概要」の公表に
あたって39
- 電電株式問題に対する考え方40
- 新電電会社の発足についての談話41
- 道路交通法改正案の問題点とわが党の
態度42
- 中曾根首相の靖国神社春季例大祭参拝
の中止を求める申し入れ45
- むつ小川原開発に関する申し入れ書46
- 国民年金法等改正案に関する社会党の
主張と衆・参両院での修正・附帯決議
比較一覧46

日本社会党政策審議会



ボン・サミット後の課題

渡辺三郎

国会対策副委員長

五月四日から三日間、ボンで開かれた第一回先進国首脳会議は、日本政府首脳が重苦しく覚悟していた「ジャパン・プロブレム」が、考えられていたほどのこともなく、いちおう素通りされていつたことに、彼等は胸を撫で下したことだつたろう。

しかし、敢えて私の結論を先に言わせてもらえば、日本には日本の経済的条件があり、それを土台に変わっていること、とりわけ、その経済政策上の調整機能が弱まり、今回のように、SDIやニカラグア問題に象徴されるような対ソ戦略にからむ議論が中心になつたからである。

わが党の場合、まだ総論の域を出ないが、いちおう「中期社会経済政策」を打ち出しておらず、貿易摩擦打開の中長期的提言を行なつた。八四年の日本の経常収支黒字は三五〇億ドル、各国から批判の対象とされているこの巨額の収支余裕（長期資本収支はそれを上回る赤字であるが）を、もつとも強調するが、その中身の仔細な分析と、アメリカ経済が、もし本気になつて保護主義を当面の国是として開催されると、それまでの日

るよう、国際的な対立ブロックの一方に加担するような選別援助や、いやしくも新植民地主義的援助・投資であつてはならないことは、あらためていうまでもない。

いま、アメリカからの輸入の大半は一次産品である。中曾根総理が「国民一人平均一〇〇ドルの外貨を及ぼす結果になるのか——」をいつたいニュー・ラウンドの開始が早期に見込めるのかどうか、私は疑問である。

た場合、それは、米国内にどうはね返り、世界経済にどのような影響を及ぼす結果になるのか——を冷静に考慮し、感情論でない、説得性のある日本としての対内・外交政策原則を明らかにする必要があろう。

わが党の場合、まだ総論の域を拡大にどれほどの寄与度があるのだろうか。最近活発に論議されはじめた内需拡大是非をめぐる問題について、われわれの場合、先に述べた「摩擦打開の中長期的提言」のなかで、緊急提言として四原則の観点を明らかにしており、内需拡大への経済政策転換が即貿易摩擦解消の全てであるなどという短絡的思考に立つていなくてはいけない。

だからといって、日本の対外経済政策や貿易摩擦問題が、これで峠を越したと思う者は誰も居るまい。来年は再び東京でサミットが開催されるという。それまでの日

（わたなべさぶろう・衆議院議員）

ボン・サミットと日米経済摩擦打開について

一九八五・四・九

日米経済摩擦と市場開放政策をめぐる わが党の見解 ——書記長談話——

日本社会党書記長 田辺 誠

一、市場開放政策をめぐる中曾根政府の怠慢と政治責任

米上院の「対日報復決議」の採択など日米経済摩擦が燃え上がるなかで、中曾根政府は本日、市場開放を柱とする对外経済政策を公表した。しかし、この对外経済政策によつて、中期的・構造的原因による日米経済摩擦が根本的に解決される見通しはまったくない。すでに一九八三年の時点で、日本の対米貿易黒字は一八二億ドルに達していた。これが、八四年には三三一億ドルに急膨張した。早期に

二、相互依存を忘れた米議会の高圧的な言動

今日の日米間の経常収支の大幅不均衡は、両国間の極度に対照的な貯蓄・投資バランスを反映したものである。過剰貯蓄・低投資の日本から過小貯蓄・过大投資の米国へと巨額の長期資本（八四年・四九八億ドル）流出が続いているが、このために日本の対米経常収支は大幅な黒字を計上しなければならない。にもかかわらずこれを怠り、事態をここまで悪化するにまかせてきた中曾根政府の怠慢と政治責任は大きい。しかも、木材製品関税引き下げに見られるように不況色強い国内産業に犠牲を転嫁して一時を糊塗する手法は、日米経済摩擦をますます悪化させる危険性をはらんでいる。これは農產品一二品目を中心とする残存輸入制限の完全撤廃など米国の対日経済要求の野放図なエスカレーショニ手を貸すものであり、わが党は、これに強く抗議するものである。

同水準まで投資を削減することになり、經濟停滞・高失業が米国を直撃したであらう。低貯蓄下のこの米国の投資ブームを支えたのが、日本などからの資本輸出であつたのにもかかわらず、このような日米の経済的な相互依存関係を無視し、「対日報復決議」の採択などに走った米議会の行動は極めて遺憾である。わが党はこのような米議会の高压的な言動に強く抗議するものであり、このような事態を招いた中曾根政権の無策とともにこれを強く糾弾するものである。

三、「内需」重視のマクロ経済政策への根本的転換

いま、構造的な経済摩擦の打開のために、

日米両国政府はマクロ経済政策の根本的転換を迫られている。米国政府は、国防費の大幅削減による財政赤字の解消と貯蓄率の向上に努め、日・欧の流出資本に依存しないで経済活性化を達成する方向に政策転換すべきである。貯蓄・投資バランスの回復が米国の経常収支を大幅に改善する唯一の道である。他方、日本政府もまた「内需」を力強く盛り上げ、貯蓄率に見合う高い国内投資を実現しなければならない。賃金大幅引き上げ、時短・週休二日制の実施、所得減税などによる個人消費の拡大が急務である。しかし、希少な生産資源を使う「内需」の盛り上げには、投資効率

への配慮も重要であり、マイクロ・エレクトロ技術などハイテク投資の製造業から非製造業へ、大企業から中小企業へ、第二次産業から第三次産業への拡大・普及が不可欠である。これに導かれて、住宅投資、生活関連公共投資なども急速にもりあがるにちがいない。わ

が党は、高い貯蓄率に見合う高い国内投資(内需)による国民生活の大改改善と日米経済摩擦の根本的解決を目指す決意である。わが党はこのために、中曾根政府の「外需」優先の経済政策の根本的転換を強く要求し、あわせて米政権の財政赤字・高金利・ドル高政策の是正を求めるものである。

四、過度の対米市場依存のは是正と環太平洋圏への経済関係の立体化

日米経済摩擦の根本的な打開のためには、「内需」重視のマクロ経済政策への転換とともに、米国市場に過度に依存する対外経済政策の是正が必要である。高い経済成長を遂げているアジアN I C S (新興工業諸国)や中国の経済規模はまもなく日本のそれにほぼ等しくなる。したがつてこれら諸国と、A S E A N、オセアニア、中南米などの環太平洋の全地域への経済関係の立体化が急務となつていい。さらに、農村と都市の「二重の貧困」に苦しんでいるサハラ以南のアフリカ諸国へのODA (政府開発援助) の拡充も必要である。

わが党は、紛争周辺国への「戦略援助」を企図する中曾根政府の経済協力政策の転換を強く求めるものである。総額三三七億ドル(八四年)の貿易黒字のうち対米黒字だけで三三一億ドルを占める、この異様な対米依存の根底には中曾根政府の「西側同盟政策」がある。わが党は積極・非同盟外交の立場に立つてその打破と過度の対米市場依存のは是正、環太平洋諸国との平等・互恵の経済交流の実現に全効力を傾ける決意であることを、ここにあらため明らかにするものである。

ポン・サミットについてのわが党の見解と提言

—不戦・非核の「国際的誓約」と経済摩擦克服への道—

一、宇宙軍拡のサミットでなく不戦・非核のサミットにすべきである

1 ボン・サミットは不戦・非核の「国際的誓約」をおこなうべきである

ボン・サミットはいま、第二次大戦終結四〇年、広島・長崎の被爆体験四〇年の歴史的節目を踏みをおびて開催されようとしている。この歴史的節目を背景にするボン・サミットは、二度とふたたび大戦の惨禍や広島・長崎の被爆体験が繰り返されないように、不戦・非核の「国際的誓約」の場とならなければならぬ。

ボン・サミットはまた、燃え盛る日・米・欧の経済摩擦を開拓し、高失業と世界不況の不安から世界の勤労国民を救い出すための確実な処方を提起しなければならない。ボン・サミットはさらに、「飢餓」に苦しむサハラ以南のアフリカ諸国や累積債務の重圧にあえぐ発展途上国への経済的支援を強め、その農業再建・食糧自給や経済的自立のための先進工業国としての責務を明示する課題に迫られている。

ところが、「戦略防衛構想」(SDI)によると、世界不況へのサミットとしないために、わが

党は中曾根総理大臣にたいして左記の諸点を申し入れるものである。

このように深刻な歴史的節目を背景とするボン・サミットを宇宙軍拡と経済摩擦激化・世界不況へのサミットとしないべきである。

2 東西緊張緩和と米ソ包括的核軍縮への歴史的起點とすべきである

ボン・サミットは、東西緊張緩和・包括的核軍縮の鍵をにぎる米ソ両国に「首脳会談」

の早期開催や宇宙軍拡の中止、戦略・戦域核兵器の凍結・削減などを求めなければならぬ。中曾根総理大臣は、SDIへの支持・協力、「西側同盟」の政治・軍事的結束強化など東西緊張緩和に逆行する言動を取るのではなく、SDIの中止、MXミサイルなど新型ミサイルの配備停止、SS-120やパーシングIIなどの凍結・削減へのイニシアチブをとり、ボン・サミットがジュネーブにおける①宇宙兵器の規制②戦略核兵器の削減③戦域核兵器の配備制限などの「米ソ包括核軍縮交渉」促進の歴史的起点となるように努力すべきである。

脅威を現実のものとする危険な対米協力をやめ、SDIと宇宙軍拡競争の即時停止をボン・サミットで主張すべきである。

4 「非核三原則」を厳守しアジア・太平洋非核武装地帯の設置を提唱すべきである

中曾根総理大臣はトマホーク搭載米艦船の日本寄港拒否と「非核三原則」厳守、三海峡封鎖・シーレーン防衛の「五九中業」の策定中止、防衛費の「対GNP比1%制約」厳守などを明らかにするとともにボン・サミットで「アジア・太平洋核軍縮会議」の開催や非核武装地帯設置の提唱を行うべきである。また、

ニユージーランド労働党政権の「非核化政策」へのレーガン米政権の圧力・内政干渉をやめさせ、アジア・太平洋地域における実効ある核軍縮措置の進展を強く要求しなければならない。

2 財政赤字・高金利・ドル高是正をアメリカに迫るべきである

今日の世界経済摩擦の主因の一つは、低貯蓄・過大投資に象徴される米国の「投資ブーム」にある。これは、二、七七五億ドル（支出ベースの八六米国防予算）にのぼる巨額な軍事予算や大幅な所得税減税による公共部門の投資超過（財政赤字）によって支えられ、米国の大額な経常収支大幅赤字や高金利による日・欧資本の大量流入を避けられないものにしている。中曾根総理大臣はボン・サミットにおいてレーガン米大統領に対し、世界経済摩擦の主因である米経済政策の転換を求め、そのために、①巨額の軍事支出による公共部門の投資超過（財政赤字）の大幅削減②貴重な貯蓄の効率的使用と貯蓄率の向上③日・欧からの流入資本に過大に依存しない経済活性化政策への転換④米国の対外競争力を弱める高金

1 世界経済の摩擦を解消するための国際的合意を形成すべきである

ボン・サミットを前にして日・米・欧の経済摩擦が再び燃え上がっている。また、米議会の「対日報復決議」の採択やOECD（経済協力開発機構）の閣僚理事会、「四極フォーラム」（日・米・加・欧）における対日批判に

見られるように、責任転嫁と相互批判の激化が再び高失業と世界不況の危機を強めている。ボン・サミットがこのような無責任な相互批判と責任転嫁の舞台となつてはならない。中曾根総理大臣は日本の内需喚起のマクロ経済政策への転換、米政府の財政赤字・高金利・ドル高是正、西欧各国のインフレ無き安定成長などの責任分担を提唱し、ボン・サミットにおける世界経済摩擦解消の国際的合意形成に努力すべきである。

利・ドル高の是正の一の四点を強く要求すべきである。

3 「市場開放政策」の限界を認め内需活性化政策の抜本的転換をはかるべきである

世界経済摩擦解消のために日本政府が取るべき最も緊急かつ重要な政策的イニシアチブは、日本の国内貯蓄余力を吸収し、過去十年におよぶ「低成長」から安定した「中成長」への移行や国民生活改善の効果を求め内需活性化のマクロ経済政策への抜本的転換を達成することである。財政制約を口実とする政府の「市場開放政策」は、経済摩擦解消に何等の実効性がないばかりか米・欧各国に「一千万トンの穀物緊急輸入」要求に見られるような野放団な対日要求を誘い出すものにすぎない。わが党はこの機会に①大規模な所得減税や生活関連公共投資による「低成長」から「中成長」への移行の起爆効果②時短・ワーケーショーリング・週休一日制の実施、大幅賃上げ、移転支出の拡充と社会保障の高度化、住宅ならびに都市環境の抜本的改善などの国民生活改善効果③「中成長」を安定的な「社会的成長」に接続させ都市・地域の生活関連社会資本の充実や「社会的成長」を推進する「戦略産業」育成効果④「中成長」への安定的移行と拡大均衡による对外摩擦解消効果による内需活性化「四原則」を提言し、中曾根総理大臣の内需喚起政策への積極的転換を要求す

る。

4 発展途上国の累積債務と「飢餓」からの脱却をはかり経済自立への道をひらくべきである

ボン・サミットはまた、世界経済摩擦の解消と並んで累積債務（八三年末六、六八六億ドル）や「飢餓」に苦しむ発展途上国に対して、食糧自給・経済自立への道を提示する歴史的責務を帯びている。中曾根総理大臣は紛争周辺国への「戦略援助」を求める米政府の要求を拒否し、「飢餓」に苦腦するサハラ以南のアフリカ諸国や累積債務の重圧にあえぐ輸入代替・輸出指向工業化段階の発展途上国にト

一九八五年四月二二日

日本社会党中央執行委員長

石橋政嗣

内閣総理大臣

中曾根康弘 殿

日米経済摩擦打開の中期的提言 —貯蓄・資本不足下の世界経済と日本の役割—

日本社会党政策審議会
外交政策委員会
国際経済対策特別委員会

1 政府の「对外経済政策」の破綻

日本の「市場開放」に最重点を置いた政府の「对外経済政策」は、早くも破綻を遂げた。

一、日米経済「不均衡」の中期的打開の課題

に対する政府開発援助（ODA）の対GNP比〇・七%の完全実施などの南北摩擦打開の包括的政策を提示すべきである。このために、わが党は政府に対してODA倍増の「新中期計画」（八六一九〇年）の早期策定とその完全実施を強く求めるものである。

シユルツ米国務長官が、プリンストン大での講演『国内政策と世界の繁栄』や、日米外相会談で日本の「高貯蓄」にふれ、「個別の市場開放措置に頼るだけでは三七〇億ドルにものぼる日本の対米貿易黒字は是正されない」との観点から、より根本的な内需拡大への経済政策の転換を迫る姿勢を明らかにしたからである。シユルツ米国務長官の対日要求が、このように日本の中期的・構造的な「対米不均衡」の是正に重点を移したことにより「市場開放」中心の政府の「対外経済政策」は公表と同時に早くも破綻を見ることになった。

もともと、日本の「市場開放」問題と「対米不均衡」の是正は、相互に密接な関係を持ちながらも他面ではそれぞれ全く別個の問題なのである。日本の「市場開放」の水準についていえば、関税率の低さ（東京ラウンド後）の全品目の平均関税率は約3%、米国4%強、EC5%弱）や残存輸入制限品目数（日本二七品目、米七品目、仏四六品目、西独四品目など）の面で欧米諸国に遜色のない水準にある。経常収支の大幅黒字などの「対米不均衡」の拡大・深化は、まさに「市場開放」の遅れに問題があるのでなく、貯蓄・投資のバランスの不均衡など中期的・構造的な要因に根ざしているのである。貯蓄・投資バランスの均衡化のための構造的・中期的政策や「内需」喚起のマクロ経済政策への転換をともなわな

い政府の「対外経済政策」はこうして当初から破綻に直面しているといわなければならぬ。

2 日米「不均衡」打開の中期的展望

日本の対米経常収支の大幅黒字に象徴される「経済不均衡」は、日本の「市場開放」のおくれによるものではない。また、日米間の景気動向の違いや円高・ドル安などの景気循環要因によるものでもない。それは、日本における国内貯蓄超過（過剰貯蓄・過小投資）と米国における投資超過（過小貯蓄・过大投資）にみられるような中長期的な構造的要因によるものである。世界的な貯蓄・資本不足と貯蓄の不効率使用のもとで、日本経済だけが過剰貯蓄・過小投資と貯蓄の効率的使用を進めているところに、日本の大幅「対米不均衡」の発生する最大の根拠がある。特に米国経済の場合、減税やインフレの沈静化、投資の期待収益率の上昇などのもとで著しい「投資ブーム」が発生しており、これは①金利上昇による貯蓄増大・投資抑制②所得・貯蓄増大と投資超過の吸収——の二つの経路でも調整されない「投資超過」をもたらしている。

この投資超過は日欧からの大規模な貯蓄（資本）の流入によってかろうじて吸収されていき、このように、今日の日米間の経常収支の大幅な不均衡は両国間の極めて対照的な貯蓄・

投資バランスを反映したものであり、貯蓄過剩・低投資の日本から過小貯蓄・过大投資の米国への貯蓄（資本）の国際間移動として捉えることができる。従って、日米間における貯蓄・投資バランスの中期的・構造的調整のみが日本の「対米不均衡」解消の基本的展望であろう。米国は公共部門の投資超過（財政赤字）の解消と貯蓄率の向上に努め、日・欧の流出資本に依存しないで経済活性化を達成する方向にそのマクロ経済政策的根本的転換をはからなければならない。他方、日本政府もまた「内需」を力づよく盛り上げ、貯蓄率にみあう高い投資を実現しなければならない。高い貯蓄率にみあう高い国内投資（内需）による国民生活の大幅改善と日米経済摩擦の根本的打開の方向へと日本のマクロ経済政策もいま転換を求められているのである。

しかしながら、日米の経常収支を日米二国間だけでバランスさせることはできない。貿易と資本移動を通じた世界経済の相互的な依存関係のもとで、日米二国間に限定された経常収支の均衡化は他の地域により大きな不均衡をしわよせすることになる。まして、世界的な貯蓄・資本不足と貯蓄の不効率使用のもとでの日米二国間の経常収支のバランスの回復は、既存の相互依存関係を縮小均衡に追いやることになるだろう。

したがつて、日米「不均衡」打開の中期的

展望は、貿易と資本移動を通じた世界経済の相互依存関係をふまえ、この貿易と資本移動の縮小均衡の可能性を排除する方向で追求されなければならない。つまり、その過小貯蓄。

過大投資の傾向によつて米国が「資本供給国」の座から一時的に退いた現実を踏まえ、日本が資本提供の責務を部分的に担うことが必要なのである。これには、日本国内の貴重な貯蓄余力を国内・国外に適正に配分し、国内における国民生活改善と「内需」喚起、国外における資本提供の役割を限定的に担うことが必要である。わが党はこのような基本認識を踏まえて、ここに「日米経済摩擦打開の中期的提言」を行うものである。貯蓄・資本不足の世界経済における国際的責務を担いつつ同時に、国民生活改善・内需喚起を目指すところに、「市場開放」に最重点をおいた政府の「对外経済政策」とわが党のこの中期的提言との根本的違いがある。

二、日米経済「不均衡」の現状と展望

1 「投資ブーム」と米国の貯蓄・投資 バランス

米国経済は、いまレー・ガン政権の「経済活性化政策」(所得税減税、投資税額控除率の引き上げ、投資資本早期回収制度による加速償却、規制緩和など)による「投資ブーム」の最中にあつた。技術先端部門を中心とする投

資の期待收益率の上昇もこの「投資ブーム」を一層加熱化させている。

米国の民間設備投資は、一九八三年に対前年比一四・二%の戦後二番目の高い伸びを記録した。それ以来、八四年に入つてからも対前年比二〇%を超える記録的な「投資ブーム」をつづけている。とくに、電気機械(二一〇・七%)、一般機械(三三・〇%)、航空宇宙(二八・四%)、自動車(七〇・〇%)、鉄鋼(三〇・九%)などが目立つてゐる。

しかし、この「投資ブーム」の結果として、米国の貯蓄・投資バランスは著しい「投資超過」の局面を迎えたことになつた。一方では、インフレの沈静化や期待所得増加率の上昇が個人貯蓄率を引き下げ、他方では、ME革命にともなう期待收益率の上昇や投資減税による資本コストの低下が大幅な「投資超過」を招いた。このような貯蓄の減少と投資の増加の結果、民間部門における「貯蓄超過額」(貯蓄-投資)は急速に縮小した。ところが、これとならんで所得税減税(第一段階八一年一〇月の限界税率五%引き下げ、第二段階八二年七月同一〇%、第三段階八三年七月同一〇%)などが実施され、この減税額は八三年で七三〇億ドル、八四年九〇三億ドルに達した。八三年度の連邦政府の財政赤字は、一九五四億ドル(対GNP比六・一%)、八四年度のそれが一七五三億ドル(同四・九%)であるから、財

政赤字拡大の大半はこの所得税減税によって生みだされたものである。公共部門のこの巨額の投資超過によつて、米国の貯蓄・投資バランスは著しく逼迫した。

この財政部門を中心とする米国の大規模な「投資超過」は、①金利上昇による貯蓄増大・投資抑制②所得・貯蓄増大と投資超過の吸收の通常のメカニズムでも調整不能な水準までにたつた。それは、日・欧からの貯蓄の流入(資本流入)という第三の経路を通じて初めて吸收されたのである。つまり、米国内の「投資ブーム」と大幅な「投資超過」は高金利・ドル高によってほぼ同額の「経常収支赤字」をもたらし、それが日・欧からの貯蓄・資本流入となつて逆流し、「経常収支赤字」をファイナンスしたのである。

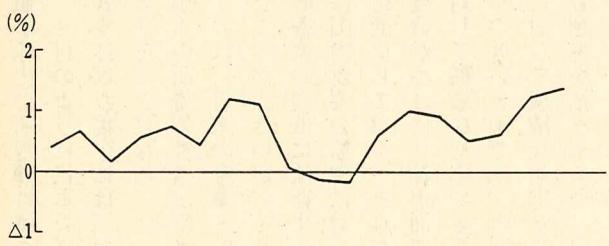
このように、米国の「経済活性化」と「投資ブーム」が貯蓄低下と投資超過を招き、日本間の経常収支不均衡と貯蓄の国際移動をもたらした最大の構造的要因なのである。米国の貯蓄・投資バランスの改善こそが、日米経済「不均衡」打開の基本的条件であるのはこのためである。

2 日本の貯蓄・投資比率をめぐる構造的ギャップ

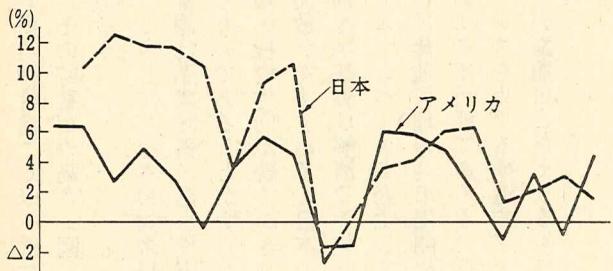
この間に、日本の貯蓄・投資バランスは米国とは正反対の方向へとその構造的ギャップを拡大していった。日本の民間設備投

図一 1 わが国の対米経常収支、日米の実質内需伸び率および投資貯蓄比率の推移

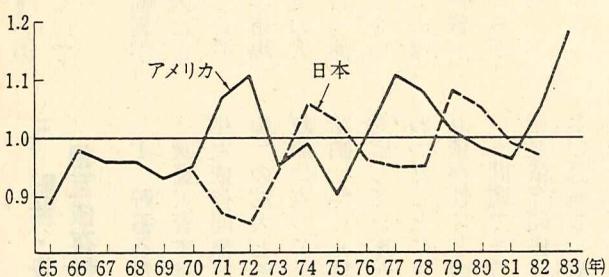
(1) わが国の対米経常収支(対GNP比)



(2) 日米の実質内需伸び率



(3) 日米の投資一貯蓄比率



(備考) 貯蓄と投資の間には事後的に次の関係が成立している。

$$\text{民間} + \text{政府} = \text{民間} + \text{政府} + \text{純貯蓄} = \text{純投資} + \text{純投資}$$

すなわち、

$$1 = \frac{\text{民間純投資}}{\text{民間純貯蓄}} + \frac{\text{政府貯蓄投資差額}}{\text{民間純貯蓄}} + \frac{\text{経常収支}}{\text{民間純貯蓄}}$$

$$\text{したがって、} \frac{\text{民間純投資} + \text{政府貯蓄投資差額}}{\text{民間純貯蓄}} = (\text{図中の投資一貯蓄比率})$$

資一貯蓄比率)が1より大きければ(小さければ)、経常収支は赤字(黒字)となる。

(資料) 「Survey of Current Business」、「国民経済計算」

資／名目GNP比率は、七四—七五年の「第一次世界不況」を契機に大幅な落ち込みを示した。七〇—七三年度の二六・二%から七八二年度の二一・六%へ実に四・六%も低下したからである。この時期の国内民間粗貯蓄／名目GNP比率は、三〇・五%から二・七・八%へと二・七%の小幅な低下に止まつた。この結果、八二年の民間貯蓄超過は対GNP比六・二%の大変なものになつた。国民経済計算上の定義によれば、民間貯蓄超過＝政府の投資超過(政府赤字)十海外部門の投資超過(経常海外余剰)、である。したがつて、この

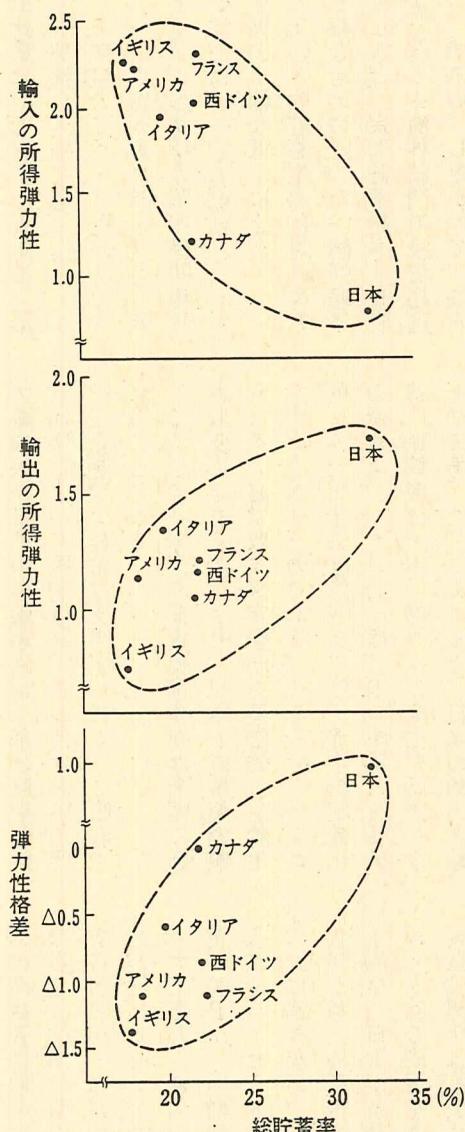
大幅な民間部門の貯蓄超過は一部は巨額な財政赤字によって吸収され、その他は海外部門の投資超過(経常収支黒字)によって吸収されることになる。

こうして、米国の投資超過傾向は米国の経常収支赤字を定着化させ、日本の貯蓄超過傾向はその経常収支黒字傾向を恒常的に定着化(図一1)させたのである。ところで、マクロ的にみた日米の経常収支黒字・赤字の定着化の過程は、ミクロ的には日米の産業・貿易構造の比較優位・劣位部門への変化を反映するものであつた。これはまた、日米の輸出・輸入の所得弹性値の違いに現れてもいる。日本の場合、輸出の所得弹性値(貿易相手国の実質GNPが1%増加したとき、自国の実質輸出が何パーセント増えるかを示す値)が一・六九であり、輸入の所得弹性値が(自国の実質GNPが1%増加したとき、自国の実質GNPが1%増加したとき、自国の実質輸入が何パーセント増えるのかを示す値)〇・六五に過ぎない。このように、輸出の所得弹性値が輸入の所得弹性値を大きく上回っている場合、日本が貿易相手国の経済成長率を大きく上回る成長を遂げないかぎり、日本の貿易収支黒字は拡大することになる。逆に、米

国は輸入所得弹性値が輸出の所得弹性値を上回っているために、今日のように日本の経済成長率を上回る成長を遂げた場合には、対日貿易収支赤字は拡大することになる。

このように、輸出入の所得弹性値が日米間で異なる値を示すのは、日米の産業・貿易構造の違いによるところが大きいが、それは結局、日米間の総貯蓄率の高低に依存する。日本の高い貯蓄率は国内需要の拡大に対しても迅速な投資拡大を可能にしており、それだけ輸入圧力が生じる度合が小さい。輸出面でも米国の需要拡大に対して機敏に対応できる。これに比べて貯蓄率の低い米国では、自国及び日本の需要拡大に対して機敏な対応ができるず、輸入圧力や投資超過を招きやすい。日本の所得弹性性格差（輸出の所得弹性値 - 輸入

図一2 総貯蓄率と所得弹性性の関係



- (備考) 1. 所得弹性性は第3-3-6表の数値(長期)による。
2. 弹力性格差 = 輸出の所得弹性性 - 輸入の所得弹性性
3. 総貯蓄率は $(GNP - \text{個人消費} - \text{政府消費} + \text{移転収支}) / GNP$ とし、75~82年の平均をとった。ただしフランスは75~80年の平均。

(資料) IMF「IFS」, 各国資料

の所得弹性値)が米・欧にくらべて大きいのはその貯蓄率の高さ(図一2)によるものであろう。

三、貯蓄・資本不足下の世界経済と相互依存性

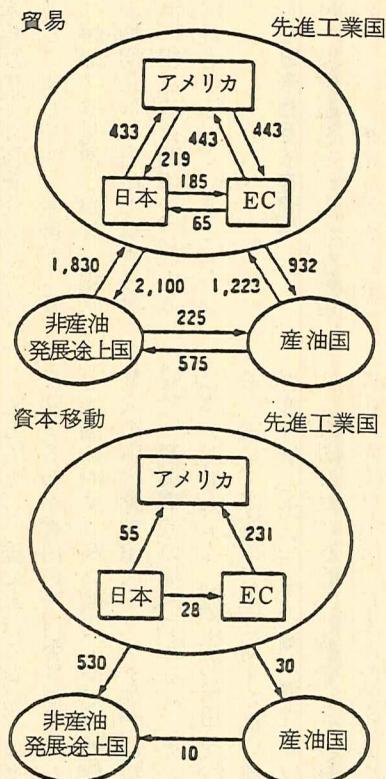
1 貯蓄不足下の世界経済

基調は過剰貯蓄・過小投資の構造的要因によるものであることが明らかになった。この貯蓄・投資性向が続くかぎり、どんなに「市場開放」をすすめても日本の対米経常収支の大幅黒字基調は解消できないだろう。「一日一億ドル」のベースで発生している対米黒字をいわば無理矢理の「市場開放」で圧縮するのはおよそ不可能であろう。日本の貯蓄・投資バランスをめぐる構造的ギャップの解消のみがこの課題にこたえるものである。

貿易と資本移動を通じた世界経済の密接な相互依存関係は、いま、日米間の「経済不均衡」の拡大とその是正の試みによって重大な岐路に立っている。一つは、米国が「資本供給国」から「資本輸入国」に転化し、これに対応して日本が限定的な「資本供給国」に変わったことによるインパクトが世界経済の相互依存性にどのような変化を発生させたかという問題である。もう一つは、貿易を通じた相互依存関係が、米国との「投資ブーム」と日本急速な「ME革命」のもとで、いかなる変貌を遂げたかという問題であろう。

図-3 世界経済の相互依存関係

(1983年) (単位: 億ドル)



[出所] 昭和59年版「世界経済白書」

ところで、いま日本を除いた欧米先進工業諸国で、「貯蓄・資本の希少化」が顕在化している。しかも、この「希少化した貯蓄・資本」の投資効率(必要限界資本係数/供給能力を1単位増加させるのに必要な設備の大きさ)の悪化が目立っている。最大の「資本供給国」であつた米国が「資本輸入国」に転化したのがこのように貯蓄・資本制約が強まつた時期であつただけにその衝撃力は極めて大きかった。

従来、貿易と資本移動を通じた世界経済の相互依存関係がスムーズに進展(図-3)した裏には、莫大な経常海外余剰(財・サービス収支+投資収益収支)の黒字を背景にした米国の巨大な資本供給があつた。発展段階の異なる多数の国家が併存する世界経済が、貿易や資本移動を通じてノーマルな発展をとげ

ていくためには、米国のような「資本供給国」の存在が不可欠であった。世界の資金循環は、資金余剰国(経常収支黒字国)から資金不足国(経常収支赤字国)へと資金が還流する構造となつてゐるが、この世界資金循環構造の中枢に位置していたのが最大の資金余剰国であつた米国である。その相対的に高い「保証成長率」(国内総貯蓄/必要限界資本係数)のもとで、米国は基調的な对外黒字を達成し、構造的に貯蓄不足の状態にあつた日・欧や発展途上国などに安定的な「資本供給国」としての役割を果たしてきたのである。

ところが、七〇年代から八〇年代にかけて二度の世界不況を経るなかで、すべての欧米諸国において「保証成長率」の落ち込みが「自然成長率」(労働力人口増加率+労働生産性上昇率)の落ち込み以上に著しく、貯蓄・資本

不足を露呈させた。そのうえ、生産要素間の相対価格の激しい変動のことで、労働力やエネルギーなどから資本への要素代替が不可避となつたが、乏しい貯蓄・資本を用いる「要素代替投資」に技術進歩が体化されない場合には、資本係数をいたずらに上昇させるだけで生産増大には結びつかなかった。貯蓄・資本の不足と投資効率の悪化が、二重苦となつて欧米諸国を痛撃した。ちなみに、欧米諸国の中でも、日本は公共部門の投資超過にあつた。

2 日米「不均衡」の是正と相互依存の再調整

こうして、米国は最大の「資本輸入国」に転化した。貯蓄・資本が不足する国があるときには必ず資本供給する国がなければならぬ。「投資ブーム」のなかで過小貯蓄・投資超過を露呈した米国に対して、今度は日・欧が資本提供を続けることになった。巨額の経常収支黒字体质にある日本の資本輸出は、それほど負担ではない。しかし、もともと低貯蓄率の西欧諸国にとってそれは大きな負担である。だが、国内の貯蓄不足を海外からの貯蓄移動で補つてゐる発展途上国の現状を考えれば、安定的な資本供給メカニズムの再建は避けられない。米国にかわって日本一国が単独でこの資本提供の役割を果たすことはできない。「円」は基軸通貨にはなりえないし、ま

た、自国の貯蓄のみならず他国の貯蓄をも資本不足国に供給するグローバルな金融システムを東京市場に期待することはできない。しかし、そうではあっても、貯蓄過剰国から貯蓄不足国への資本移動を妨げないためにも、日本は自らの過剰貯蓄の適正部分を貯蓄不足国に限定的に提供する責務を担わなければならない。

今日の日米間の「経済不均衡」の是正は、日本の限定的な資本提供の責務の分担という枠組みのなかで達成されなければならない。日米二国間の経常収支の均衡化という米国に対する要求は、資本移動を通じた世界経済の相互依存関係を縮小均衡に追いやることになるだろう。「日本の高水準の貯蓄を内需拡大に使ひきれ」というシユルツ米国務長官の対日要求は、低貯蓄の米国自身の「投資ブーム」さえもが日本からの貯蓄・資本移動によって支えられている日米相互依存の現実をまったく無視した議論である。ましてや、米国が「資本供給国」の座に復帰する見通しがない現状での日米二国間の均衡化は、自由な資本移動を妨げ、世界経済の相互依存関係を破綻の危機に追いやる危険性をはらんでいると言わなければならない。

3 貿易を通じた日米相互依存関係

米国の貯蓄不足・投資超過と日本の貯蓄過剩・投資不足という二つの構造的要因に起因

する「日米経済不均衡」を従来の有効需要管理政策で解決することはできない。また、貿易や資本の移動を制限するという保護主義的な方法によつてもこれを解決できない。米国における保護貿易主義の台頭は、希少化しつつある貯蓄を非効率な産業への投資で浪費してしまうことを意味している。それは、米国の「保証成長率」をますます低下させることになる。米国にとって望ましい方向は、公共部門の投資超過（財政赤字）を抑制しつつ、貯蓄率の向上に努めることであろう。また、仮に米国の国内貯蓄が増加した場合でも、それを比較劣位産業に投資するのでは意味がないであろう。ME革命の成果を体化した要素代替投資を積極的に進め、少ない貯蓄・資本を最大限効率的に使用するために、中長期的にいわゆる「積極的産業調整政策」を推進する必要がある。

もともと、一国における貿易・産業構造を反映するのが輸出の所得弹性値である。日本は米国に対する高い輸出の所得弹性値と低い輸入の所得弹性値はハイテク部門に特化した貿易・産業構造の帰結であるが、その根底には高い貯蓄率とその効率的使用の努力がある。逆に、米国に対する低い輸出の所得弹性値と高い所得の輸入弹性値の背後に、米国における低い貯蓄率とその非効率的使用の現実がある。日本の貯蓄移動のみならず高度先端技術を体化した商品の移動も米国の経済活性化に大きく寄与している事実を忘れてはなるまい。自由な貿易を通じての日米相互依存の深化・発展は、日米両国経済の利益なのである。

四、日米摩擦打開の中長期的提言

1 日米経常収支格差の中長期的解消への提言

今日の深刻な日米間の「経済的不均衡」は、貿易と資本移動を通じた世界経済の相互依存関係の縮小均衡への転落を回避しながら解消されなければならない。この緊急の課題を達成するためには、政府の「市場開放政策」よりも日米間の貯蓄・投資バランスの中長期的・構造的調整と内需喚起のマクロ経済政策の確立のほうが遙かに有効である。こうした観点から、わが党は次のような中長期的提言を行うものである。

(1) 米国の貯蓄・投資バランス改善への提言

過小貯蓄・過大投資のもとでの米国との「投資ブーム」が、日本の過剰貯蓄・過小投資とならんで、日米の「経済不均衡」の構造的原因である。したがって、わが党は米政府に対して①巨額の軍事支出と所得税減税による公共部門の投資超過（財政赤字）の解消②貴重な貯蓄の効率的使用を通じての貯蓄率の向上③

日・欧からの流入資本に過大に依存しない経済活性化政策への転換④高金利・ドル高の是正の一の四点を強く要求しなければならない。

米国の貯蓄・投資バランスは、大幅な投資超過である。一九八三年の家計部門の貯蓄超過は、対GNP比三・四%であるが、法人部門の投資超過が同〇・五%であり、民間部門だけをとると同二九%の貯蓄超過である。ところが、政府部門が対GNP比四・〇%の大幅な投資超過にあるために、米国の貯蓄・投資バランスは対GNP比一・一%の投資超過になる。八四年上期には同二・二%の米国としてはかつてない大幅な投資超過となつてゐる。この国内貯蓄・投資バランスの投資超過額は、米国の経常収支赤字額が対GNP比二・八%の空前の規模になつたのは、このように同年の投資超過額の対GNP比に対応するものであつた。したがつて、米国の経常収支の大幅赤字の解消のためには、巨額な軍事支出や大幅な所得税減税などによる公共部門の大幅な投資超過額（財政赤字）の削減が避けられない。

公共部門のこの大幅な投資超過を放置すると、国債残高対GNP比率（八四年四四・〇%）が高まり、長期的には民間部門の資本形成を阻害することになる。また、現在のような大幅な経常収支赤字や資本輸入が続くと、

米国は「世界最大の債務国」に転落する危険がある。基軸通貨国である米国が支払不能になるとことはないが、元利支払という債務返済負担から免れることはできない。債務返済のためには、財・サービス收支が十分な黒字を出す必要があり、そのためにもドル高の是正が急務である。いずれにせよ、投資のインセンティブ効果よりも貯蓄のインセンティブ効果を重視する税制改革の実施や、とくに国防費などの大幅な歳出カットによる米国の貯蓄・投資バランスの劇的な再建が高金利・ドル高は正のために求められている。それがなければ、日米間の経常収支格差の解消はおよそ不可能である。わが党は米政府並びに議会に對して、日米経済の相互依存関係を縮小均衡の危機に追いやるような言動を抑制し、財政赤字・貯蓄不足の解消のための右のようないくつかの政策転換の実施を強く提言するものである。

(2) 内需活性化と「中成長時代」への移行

わが党はまた、日本政府に対してもいわゆる「市場開放政策」から日米間の貯蓄・投資バランスの構造的調整と「内需」活性化のマクロ経済政策への転換を強く要求する。第一

2 内需活性化「四原則」の緊急提言
わが党は、この内需活性化による「中成長時代」への安定的移行のためにつきの四原則を提言する。それは、①「低成長」から「中成長」への移行のための起爆効果②国民生活改善効果③「社会的成長」への「戦略産業」育成効果④对外経済不均衡解消効果——の四原則である。

(1) 低成長から中成長への起爆効果

わが党は、日米経済不均衡の解消のみを自己目的とするものではない。内需活性化による日本の貯蓄余力の吸收というこの緊急課題

の実行を通じて、低成長から中程度の「社会的成長」への構造的移行を達成するところにわが党の基本目標があるのである。この意味で、日米経常收支格差解消のための内需活性化政策は、低成長から「社会的成長」への起爆効果を持たなければならぬのである。

この起爆効果にもつとも有力な政策手段は、為替レートの持続的調整（ドル高—円安の段階的見直し）と結びつけて、大規模な減税・生活関連公共投資の拡大の断行にある。各年度の補正予算・予算を機動的に運用し、大規模な所得減税と生活関連公共投資の拡大で輸出に比べて格段と雇用効果の高い個人消費と政府消費を拡大することができる。所得の伸びと金利低下のもとで、住宅投資も刺激を受け、設備投資の拡大機運も高まるに違いない。

(2) 国民生活改善効果

内需活性化の基本課題は国民生活の大幅な改善にある。時短・週休二日制の実施など欧米諸国のそれと比べて見劣りのする労働条件の改善をはじめ、大幅賃上げ、移転支出の拡充と社会保障の高度化、住宅並びに都市環境の抜本的改善などに国内貯蓄余力の活用を目指すところにわが党の提唱する内需活性化政策の特徴がある。

(3) 「社会的成長」への「戦略産業」の育成効果

G N P 対比六・二%におよぶ巨額の民間貯蓄

蓄超過を構造的に吸収するためには、右のような内需活性化の「起爆効果」を中期的な「社会的成長」に接続しなければならない。それはまた、貴重な貯蓄の効率的使用（ME技術を体化した要素間代替）を保証するニュー・フロンティア（戦略産業）の育成が不可欠である。幸い米国と匹敵する高度技術産業部門を持ち、プロダクト・イノベーションとプロセス・イノベーションを結合し、新しい消費財・投資財市場（ニュー・フロンティア）をつぎつぎと拡大している日本経済の民間活力をこの「社会的成長」の戦略産業育成の方向に利用することができる。ME産業部門を中心とする第二次産業と情報・サービスの第三次産業を結び付け、これを都市・地域の生活関連社会資本の高度集積の方向に活用することも可能である。

(1) 米国経済活性化のための資本・技術協力の効果

現在日本の対米直接投資は米国の貯蓄・投資ギャップの解消に重要な役割を果たしている。日本はすでに、イギリス、オランダに次ぐ第三位の対米投資国になっているが、それは単に不足している米国の貯蓄を補充するだけなく、先端技術部門における経営・技術・資源の移転を通じて、米国経済の活性化に大きく寄与していることも事実である。それは米国において雇用の創出・拡大、輸出の促進、輸入の代替、技術移転、地域経済の振興、関連産業の活性化、経営技術の移転など多様な経済・産業協力を推進しているのである。先端技術部門のみならず鉄鋼、自動車産業など米国の比較劣位産業における活発な産業・技術協力は、米国の対外競争力を強め、日米間の経済不均衡の是正に大きな役割を果たすことになる。わが党は、日米間の「相互投資」

3 資本提供による国際的責務の遂行

わが党は、内需活性化政策とならんで国内

表-1 環太平洋地域の域内投資交流

(単位：100万ドル)

年	1980	1981	1982	1983	1980～83
(日本)・(米国)間	1,334	3,114	2,239	1,898	8,585
(日本)・(アジア NICS, アセアン)間	471	980	1,522	1,563	4,536
(日本)・(オセアニア)間	237	376	496	384	1,493
(日本)・(中国)間	3	2	0	10	15
(米国)・(アジア NICS, アセアン)間	769	1,244	1,310	1,538	4,861
(米国)・(オセアニア)間	1,035	1,287	429	13	2,764
(米国)・(中国)間	35	8	9	90	142
(アジア NICS, アセアン)・(オセアニア)間	106	311	642	△ 135	924
(アジア NICS, アセアン)・(中国)間	17	14	12	61	104
(オセアニア)・(中国)間	0	0	0	0	0
アジア NICS, アセアン域内・相互間	149	527	153	50	879
オセアニア域内	115	43	114	181	453
計	4,271	7,906	6,926	5,653	24,756
(日本)・(環太平洋)間	2,045	4,472	4,257	3,855	14,629
(米国)・(環太平洋)間	3,173	5,653	3,986	3,539	16,351

- 〔注〕 1. 各国の直接投資受け入れ統計を使用。
 　2. 米国以外の各年別直接投資受け入れ額(フローベース)は、それぞれ各年の年平均換算レートにより米ドルに表示した。
 　3. 香港、シンガポールへの直接投資は製造業のみ。

〔出所〕 米国：米商務省 Survey of Current Business, 1981～84, カナダ；Statistics Canada Daily, April 29, オーストラリア；Australian Bureau of Statistics. ニュージーランド；Department of Statistics. 韓国；財務部国際金融局. 台湾；(財)交流協会；台湾における投資、貿易必携 1984年。香港；香港政府工業署. シンガポール；Economic Development Board. フィリピン；中央銀行. タイ；Board of Investment. マレーシア；MIDA 1982 Annual Report. インドネシア；BKPM (投資調整委員会) 月報. 中国；The China Investment Guide. 日本；大蔵省資料

(表-1-1)をさらに推進し、「武器輸出三原則」を踏まえて民生用技術を中心に、日米間の相互依存関係の更なる強化を提言するものである。

(2) 発展途上国への資本・技術協力の展開
発展途上国は比較的高めの国内貯蓄率にもかかわらず、高い投資率や低い投資効率のために貯蓄不足に陥っている。先進工業国とは異なった意味で同様な貯蓄・投資ギャップを抱えているのが現状である。もちろん、農村と都市の「二重の貧困」を抱えたサハラ以南のアフリカ諸国、輸入代替工業化段階に到達したASEAN諸国、輸出指向工業化戦略をとっているアジアNICS(新興工業諸国)

など、発展段階の違いに応じて発展途上国は異なる協力要求を持つている。農業技術や地場・伝統技術による産業・技術協力、輸入代替工業化への資本・技術協力、輸出指向工業への先端技術供与など発展段階に応じた多様なニーズに応えて積極的な資本協力を行うべきである。米国的要求する「戦略援助」に反対し、発展途上国の人間の基本的ニーズ(BHN)の充足にむけて、ODA(政府開発援助)の「新五年倍増計画」(八六一九〇年)の早期策定と実施を要求する。

(3) 環太平洋地域への経済交流の拡大と過大な対米依存の解消

ICs、インドシナ、ASEAN、中国、オセアニア、中南米諸国などの経済交流を拡大する。政府の「日米安保・西側同盟政策」にかえて環太平洋諸国との互恵・平等の経済交流を実現し、対米市場への過度の依存を是正するとともに、非同盟・積極中立の日本の進路を切り開くことがわが党に課せられた最大の責務である。

結びにかけて

いま、政府・自民党の内部から去る四月九日の「对外経済対策」と「市場開放政策」への公然たる批判と内需拡大への経済政策の転換の要求が強まっている。これに対して中曾根首相は、財政再建・市場開放政策の実行を主張しているが、臨調・行革路線と財政主導の内需拡大政策の矛盾が政府・自民党内のこの政策論争に反映しているといえよう。またシユルツ米国務長官の「内需拡大要求」に見られるように、米政府は①市場アクセスの改善および輸入の促進②先進技術分野におけるアクセス③金融・資本市場の自由化などを中心とする「行動計画」になんらの期待をも寄せていないのである。

このように、政府の「市場開放政策」は政府自民党内部からの異論の続出と米政府の厳しい内需拡大要求にはさまれて、完全な破綻を遂げたのである。五月のボン・サミットにおけるさらに厳しい対日批判の続出は必至であろう。こうした政府部内の混乱のなかで、プロック米農務長官は日本の黒字ベラしの策として「一千万トンの米国産穀物の緊急輸入」を要求するにいたつた。政府の無為無策がこのように野放図な米国の対日要求の口実を与えているのである。わが党は、このような混乱を解消し、日米経済摩擦の公正な解決をはかるためにこの「中期的提言」を策定した。

わが党は、労働組合、農業団体、消費者組織、企業経営者、などとの広範な対話を提起し、日米経済摩擦打開のための国民的合意の形成に寄与する決意である。

特集

労働者派遣法に対するわが党の対応

日本社会党政策審議会

かの立法的・行政的措置が求められている。

(5) この問題について、労働省は、一九七八年に行政管理庁から行政監察結果に基づく勧告が出され以来、労働経験者や労使代表、関係諸団体代表等の意見を聞きつつ対応策を検討してきた。しかし、①派遣労働

安定法第四条(労働者供給事業の禁止)、労働基準法第六条(中間搾取の排除)等、現行労働諸法令に違反する疑いがきわめて強い。

(3) しかしながら、現実に、派遣労働者、「労働者派遣事業」が多数存在し、違法性を指摘されつゝも、行政当局において、現行諸法令のもとでは刑罰をもつて取り締まることができないとされ、そうした事態が放置されていること、さらに拡大しようとしていることも、見逃すことができない事実である。

(4) したがって、こうした事態に対応して、労働者の保護、権利保障の観点から、何らかの関係者間の意見交換、意見調整の動きを注視してきたが、関係者の間で十分意見調

(1) 自己の雇用主の事業所においてではなく、他の事業所等に派遣されて働く、いわゆる派遣労働者は、現在、数百万人にのぼるといわれている。しかし、ひと口に派遣労働者といつても、その分野、就業形態、労働条件等は、実際に様々であり、派遣労働者の実態はきちんと把握されていない。

(2) こうした派遣労働に伴なう問題点は実に多い。特に、一定の独立した作業を請け負う場合はともかく、自己の雇用する労働者を他企業に派遣し、その指揮監督のもとで労働させる、いわゆる人材派遣会社は、職業

整ができず、労働省の労働者派遣事業法制

化の考え方に対し、重要な点でなお強い異

論があるまま結論が出され、法案が提出さ

れるに至つたことは遺憾である。

(7) わが党は、このような結論のとりまとめや法案提出の動きに対応して、独自の見解、政策を取りまとめるにし、労働法学者、弁護士、労働経済学者からのヒヤリング、関係労働組合、関係業界、民営職業紹介所等からの実情及び意見聴取を行なつてきた。その結果、この問題については、当面、次のように対処すべきであると考える。

II わが党の基本的態度と当面の対応策

(1) わが党の基本的態度

派遣労働問題について、わが党は、現状を放置することはできず、労働者の保護、権利保障の観点から、何らかの立法的・行政的措置が必要であると考える。その場合、現行諸法令の「不備」を補なうための法改正と、新たな立法によるものとが考えられるが、「労働者派遣事業」を法的に認めることは、

① 職業安定法第四四条（労働者供給事業の禁止）や労働基準法第六条（中間搾取の排除）等の労働関係の民主化、労働者保護の基本規定が空文化する恐れがあり、

② 雇用主と実際の使用者とが分離すること

によつて使用者責任があいまいになり、かつ、実際の使用者が使用者責任を免がれることになる恐れがあり、

様々な事業所に派遣されて働くという派遣労働者の性格上、その団結や団体行動に困難さがあり、そのため労使交渉による労働条件等の確保・向上にも自づと制約があ

ること、また、労働者派遣契約を通じて、雇用主でない派遣先で就労することになるため、派遣先における労働条件の確保にも一定の制約があること、さらに派遣先の労働者との労働条件の格差や人間関係上の問題も生じること等の恐れがあり、

④ その結果、派遣労働者の労働条件が著しく劣悪なものとなる事態もあることが予想されること、

⑤ それは、ひいては一般の常用雇用労働者の労働条件の確保・向上にとつても大きな重しとなる恐れがあること、さらには、

⑥ 「労働者派遣事業」が一般的に認められることになった場合は、わが国の雇用慣行、労働運動、労働法体系や社会保障体系、学校教育のあり方を含む社会的慣行・体系にも重大な影響をもたらす恐れもある。従つて「労働者派遣事業」を法的に認める場合であつても、これらの諸問題に留意し、労働者の保護、権利保障に役立つものでなければならぬという観点に立つて、慎重に

対処する必要がある。

(2) 対応策の基本的考え方

派遣労働問題に対するわが党の基本的態度は、(1)で明らかにしたとおりだが、これをふまえて、当面、わが党としては、次のような基本的考え方立つて対処する。

① 現行法令の「欠陥」の是正

一定の法的規制のもとで、限定的に「労働者派遣事業」を認める場合であつても、認めない場合であつても、今後は法の「網の目」をくぐつて違法行為が行なわれるとのないよう、関係法令を整備する。

労働者派遣は、業務請負の形式をとつて行なわれているが、その中には、ビル清掃などのように独立した業務を請け負い、従つて派遣先企業の指揮監督を必要としないタイプのものと、秘書などのように請け負い内容が独立した業務とはいはず、従つてむしろ派遣先企業の指揮監督が前提とされているようなタイプのものがある。後者のほとんどは、職業安定法第四四条で禁止されている労働者供給事業に該当すると考えられる。それにもかかわらず、行政当局は、現行法令のもとでは、「一〇〇%違反とは断定できない」という見解、態度をとつてきただ。このため、「違反の疑いが濃い」といわゆる人材派遣会社が増えてきた。

従つて、現行法令について、そのような

あいまいさを許すことができないよう、是正しなければならない。

② 既存の「労働力需給調整システム」の活用

いきなり「労働者派遣事業」の法制化を考える前に、有料職業紹介事業、労働組合による労働者供給事業等、現行法で労働大臣の許可のもとに民間事業として認められている、既存の民間「労働力需給調整システム」の役割を見直し、これら民間事業で対処できるものは、それによって対処する。そのため、適当と考えられるものについては、現行法令による、これら民間事業に対する規制を緩和し、あるいは積極的に育成する。

この場合、常用雇用されない労働者には、社会保険、労働保険への加入上の困難がつきまとう。従つて、現行の各種保険制度について、これらの労働者の保護、権利保障の観点から、見直し、必要な整備を図る。

③ 「労働者派遣事業」のきわめて限定的な考慮

「労働者派遣事業」を法的に認めることによつて生じる問題点が、きわめて多いことは、すでに指摘したとおりである。しかし労働者派遣の中には、最近めざましい勢いで進展するマイクロエレクトロニクスを中心とする技術革新の中で、各企業に急速に導入されつつある大型コンピュータ・シ

ステムに不可欠なソフトウェア労働者の場合のように、特別な事情が認められる場合もある。すなわち、単に大型コンピュータを設置しただけでは意味をなさず、導入企業の事情に応じたシステム設計やプログラミングが必要であつて、そのためには高度な知識や技能を有する労働者（ソフトウェア労働者）が必要であるにもかかわらず、ソフトウェアについても、いわば一回性が強い（一度開発・導入されれば、当分の間、基本的には維持される）こと、従つて常用雇用しにくい面もあり、しかも企業内で養成するには非常に時間がかかること等の理由から、導入企業がソフトウェア労働者を自社内に確保することが事実上困難であるという場合が多い。このため導入企業は、ソフツウェアの開発・導入については、外部のソフトウェア技術に依存せざるを得ない。

こうした導入企業の需要に応じるものとして、情報処理サービス産業が成長しつつあり、この産業がさらに発展していくことによって、導入企業の需要に十分応じられるようになることが望ましい。

④ 立法的措置の実効性の確保

労働者の保護、権利保障の観点から、何らかの立法的措置を講じたとしても、その実効性を確保するためには、労働者側の努力はもちろんだが、やはり、法の施行に責任のある行政側の姿勢や組織体制が問題である。特に、労働基準や労働組合活動は労働者にとって欠かせぬ権利であり、労働者に対し、これまでのような現状追認的姿勢

いものであるから、情報処理サービス企業がシステム開発を請け負うにしても、システム設計そのものについて、導入企業と協議しつつ作業を進めざるを得ず、あるいは一定の指揮監督は避けられない。

さらに、ソフトウェア開発にあたる技術労働者自身が、全体として、不足している。しかも技術革新の進展状況、今後のコンピュータ・システムの普及動向を考慮するならば、ソフトウェア関連労働者の不足基調は、当面、続くものと考えられる。

これらを背景に、『一人狼』的ソフトウェア労働者やソフトウェア労働者派遣会社も生まれている。

このように、明らかに特別の事情がある場合には、「労働者派遣事業」を認めた上で、ソフトウェア労働者の保護、権利保障の観点から法的規制措置を講じることに一定の意義があると考えられる。

を改め、法の施行（法違反の摘発）に積極的に取り組むよう要求するとともに、自民

党政に対し、臨調行革路線のもとで、労働基準監督官や公共職業安定所職員等の一線の労働行政職員の削減を推進しているのを改め、労働者の保護、権利保障に必要な職員数を確保するため計画的増員措置を講ずるよう要求する必要がある。

(3) 具体的な対応策

- ① (2)の「基本的考え方」に基づき、当面、次のように対処すべきであると考える。
- ① 現行職業安定法第四四条（労働者供給事業の禁止）は堅持する。
- ② 「労働者派遣事業」は、これを一般的に認めれば現行職業安定法第四四条の空洞化につながるから、原則として認めない。
- ⑧ 請負形式のもとに労働者供給あるいは労働者派遣が行なわれることのないよう
- に、請負の概念を法律的にはつきりさせ
- る。また、これによって請負業者の使用者責任をはつきりさせるとともに、請負業者が派遣する労働者に対する委託側の不當な支配を排除する。
- ② 現実に多数存在する「労働者派遣事業」、つまり人材派遣会社については、一定の期間を設けて、現行法令のもとで認められている民間職業紹介事業に移行させ、あるいは請負業として転換を図らせ

るなどの措置を講ずる。

⑤ 一時的就労（テンポラリー・ワーク）等、労働者側にもみられる「ニーズ」に對応して、民間職業紹介事業や労働組合による労働者供給事業に対する法的規制を見直し、緩和する。必要と認められるものについては、積極的に育成、援助する。

⑥ 公共職業安定機関についても、その機能や体制を拡充し、さらに「テンポラリーソフトウェア業務」を創設する。

⑦ ソフトウェア業務については、特別な事情が認められるから、労働者の保護、権利保障の観点から一定の法的規制措置を講じた上で、例外的かつ臨時に、「労働者派遣事業」を認める。

⑧ 従つて、このような施行規則の規定のあいまいさを改めた上で、その趣旨を職業安定法の本条文に盛り込み、その厳格な履行を確保することにする。

(ii) 民営職業紹介の規制緩和

- ① 職業安定法の改正
- (i) 「請負」概念の明確化と「労働者供給事業の禁止」規定の堅持
- 現行職業安定法は、労働大臣の許可を受けて労働組合が無料で行なう場合を除き（第四五条）、労働者供給事業を禁止している（第四四条）。ところが、一九五二（昭和二七）年の職業安定法施行規則改正によって、請負として認められる条件について、それ以前は「専門的な企画、技術」を必要とする作業とされていたものが、「企画若しくは専門的な技術若しくは専門的な経験」を必要とする作業に改められる（同規則第四条第一項）等、著しく規制条件が緩和されたため、社外工等の増加を招き、日本的な雇用の二重構造が拡大されてきた。さらに、行政当局が、このような請負の条件さえみたさないものについても、厳しく取り締まつてこなかつたために、今日のように、労働者供給事業である「労働者派遣事業」の存在を許す結果となつている。
- ② このため、次のような立法的措置を講ずる。
- ③ (i) 職業安定法の改正
- (ii) 「請負」概念の明確化と「労働者供給事業の禁止」規定の堅持
- 現行職業安定法は、有料職業紹介事業を原則的に禁止しているが（第三二条）、「美術、音楽、演芸その他特別の技術を必要とする職業に従事する者」については、労働大臣の許可を受ければ、一定の法的規制のもとで有料職業紹介事業を行なうことが認められている。そこで、有料職業紹介事業の許可の条件や有効期間（現行一年）及び対象業務（現行施行規則では二八職種が

認められている) 等の規制を見直し、緩和する。

また、無料職業紹介事業についても、

同様に一定の規制緩和措置を講ずる。

(ii) 労働組合による労働者供給事業の規制緩和

現行法は、(i)でもふれたように、労働組合については、労働大臣の許可を受けて無料の労働者供給事業を行なうことを認めている。そこで、地区労、地協等の労働組合に準ずるものについても労働者供給事業を行なうことができることにする等、労組労供の規制を見直し、緩和する。

(iv) その他

② ソフトウェア派遣労働者の保護のための臨時特例法の制定

(2) の(3)で指摘したように、ソフトウェア労働者の派遣問題については特別な事情が認められる。そこでソフトウェア労働者については臨時的かつ特例的に「労働者派遣事業」を認めた上で、ソフトウェア派遣労働者の保護及び権利保障の観点から、一定の法的規制措置を講ずる。

同法案の主な内容は、次のとおりである。

(i) 対象業務は、中央職業安定審議会労

働者派遣事業等小委員会報告書に添付された「当面検討の対象として考えら

れる業務例(試案)」の⑧、⑨及び⑩、つまり「情報処理システムの分析、設計及びこれに直接附帯する業務」「プログラムの設計、作成及びこれに直接附帯する業務」「コンピュータ・システム

の操作、データの入力」とする。

(ii) 「常用雇用型」に限定する。

(iii) 労働大臣の許可制とする。許可については、基準、欠格事由、取消し等の規定を設ける。

(iv) 派遣労働者の労働条件(派遣先における就業条件)を明確にし、これを遵守させる。このため、派遣契約に就業条件を明記させ、派遣労働者には予めその就業条件を書面で明示させ、派遣労働に関する管理台帳を整理させる等の措置を講じる。

(v) 派遣労働者を雇い入れるときは、予めその旨明示させる。また、雇用労働者を新たに労働者派遣の対象とするときには、予めその旨明示させるとともに、その同意を得なければならぬこととする。

(vi) 派遣労働者の派遣について、派遣労働者であるか否かにかかわらず、その争議への不介入の規定を設ける。

(x) 派遣労働者の再派遣を禁止する。

(xi) 派遣労働者の派遣についても、労働争議への不介入の規定を設ける。

(xii) 五年間の时限立法とする(その後については、施行期限前に、状況をみて判断する)。

なお、ソフトウェア労働者については、派遣労働者であるか否かにかかわらず、その特殊性から、労働時間及び休日等の規制のあり方や教育訓練の保障など、特にに考慮する必要がある。また、ソフトウェアの著作権(あるいはプログラム権)や納期の決め方等が賃金その他の労働条件に大きく影響する。従つて、これらの点についても、別途検討する。

(vi) 派遣労働者が派遣先と雇用契約を結ぶことを禁止するような雇用契約及び派遣契約は禁止する。

(vii) 派遣労働者についても、労働基準法、労働安全衛生法、労働組合法等の労働

関係法に規定されている労働者の保護、権利保障(団交応諾義務等)が確保されるような措置を講じる。

(viii) 派遣労働者が派遣先において労働組合活動等、労働者の権利にかかる活動をしたことによる派遣契約の解約、

派遣労働者への不利益処分等を禁止する。

(ix) 派遣労働者の賃金その他の労働条件が、派遣先の同種の労働者と比べ著しく低劣であるようの場合には、労働大臣はその改善を派遣先及び派遣元に対して勧告することができるようにする。

(x) 派遣労働者の再派遣を禁止する。

(xi) 派遣労働者の派遣についても、労働争議への不介入の規定を設ける。

(xii) 五年間の时限立法とする(その後については、施行期限前に、状況をみて判断する)。

「職業安定法の一部を改正する法律案」及び 「情報処理業務に係る労働者派遣事業の規制 及び派遣労働者の就業条件の整備に関する 臨時措置法案」の提案理由説明

私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました「職業安定法の一改正する法律案」及び「情報処理業務に係る労働者派遣事業の規制及び派遣労働者の就業条件の整備に関する臨時措置法案」の提案理由を説明申し上げます。

わが国の雇用構造は二重構造であるといわれ、かつてO E C Dが日本の労働事情に関する調査団をわが国に派遣した際に、「日本にはセカンド・シチズン、第二市民がいる」という指摘がなされました。わが国においても、戦後の当初は、「中間搾取の排除」を定めた労働基準法や、「労働者提供事業の禁止」を定めた職業安定法の制定等、労働関係の民主化が行なわれたため、工場内において下請労働者を見出すことはほとんどできませんでした。しかし、一九五二年、昭和二七年に職業安定法施行規則第四条が改

正され、労働行政の指導方針が変更されたため、「社外工」という名の下請労働者が生まれ、次第に増大してまいりました。

こうした下請労働者の実態をみると、鉄鋼、化学、造船等の「社外工」の労働災害被災率は、本工労働者の二～三倍となつており、所得面では七割程度にすぎない、など、きわめて劣悪な労働条件のもとで働いております。

ところで、欧米諸国においては、労働組合が職種別あるいは産業別に組織されており、「同一労働、同一賃金」の考え方に基づく職種別・職能別賃金体系が社会的に確立しております。しかしながらわが国においては、労働組合はほとんどが企業別に組織され、賃金体系も終身雇用を前提とする年功序列型が根強く、欧米諸国にみられるような、職種別賃金体系とはなつておりません。このためわが国においては、下請負制度を通じて中間搾取的

な要素が持ち込まれる余地が存在しているのであり、また実際、下請負制度が導入され、雇用の二重構造が拡大してきたのであります。

今日、労働者派遣的事業といわれるものが数多く存在しているのも、こうした事情と無関係ではありません。労働者派遣的事業と一口に言いましても、その実態をみると、その事業内容には「一括作業請負型」もあれば

「単なる労働者派遣型」もあり、労働者の雇用形態には「常用雇用型」もあれば、いわゆる「登録型」、つまり「随時雇用型」もあり、業務内容には「単純業務型」もあれば「専門技術型」ないし「熟練業務型」もあり、さらに、派遣先企業における派遣労働者の受け入れ方をみれば「恒常業務型」もあれば「臨時業務型」もあるというように、その実態は、実際に多種多様であります。しかし、総じて言えることは、派遣的労働者を受け入れる企業においては、派遣労働者は、労働コストを引き下げるための手段、安あがり労働力として位置づけられている、ということであります。このため、派遣される労働者は、雇用の不安定性、賃金をはじめ労働条件の劣悪さ、使用者責任の不正確さ、さらには社会保険、労働保険の適用上の問題等、様々な問題を抱え込む結果となつております。

労働者派遣事業については、確かにE C 諸

国の中にも、これを認め、それに関する法律を制定している国がありますが、これらの国のはほとんどは、受け入れ企業において一時的に労働者が欠けた場合の臨時の対応策としてのみ認めており、かつ、派遣労働者の労働条件については、受け入れ企業における類似の労働者の賃金を下回つてはならないこととする等、同一待遇の原則が貫かれております。

そこでわが党は、派遣労働問題については、以上概略述べましたような派遣的労働者をめぐる状況をふまえ、労働者の保護、権利保障の観点から、次のような措置を講ずる必要があると考えます。

その第一は、実態からみて労働者供給事業にほかならないようなものについては、職業安定法第四四条の規定に基づき、これを厳格に禁止する必要があります。

第二は、核家族化、女性の社会的進出、高齢社会化等の社会的変化に伴なう労働者の就業希望の多様化についてであります。こうした就業希望が増大しているにもかかわらず、それに応える責務がある公共職業安定機関は、その組織体制においても機能においてもきわめて不十分であるのは、まことに遺憾であります。そこにも、民間において違法な「労働者派遣事業」が生まれてくる要因があるのでありまして、この点は早急に改善する必

要があります。また、同時に、このような就業希望に応じられるものとして、現行法でも労働大臣の許可のもとに、民営職業紹介所や労働組合による無料の労働者供給事業が認められているのですから、これらの役割、機能を積極的に活用することも考慮すべきであります。

第三は、今日、急速に進展する技術革新の影響についてであります。マイクロ・エレクトロニクスを中心とする技術革新の進展は、雇用及び労働態様に深刻な影響をもたらし、産業構造や就業構造を大きく変化させつつあります。ここで派遣労働問題と関連して、特に取り上げたいことは、各企業においてコンピュータ・システムの導入が急速に進んでいることです。

各企業においては、大型コンピュータを設置しただけでは、何の意味もなく、導入企業の事情や目的に応じたシステムの開発・設計やプログラミングが必要であつて、その必要に応じられる、いわゆるソフトウェア労働者が欠かせません。しかしながら、システムやプログラムというものは、ひとたび開発・導入されれば、それは当分の間、基本的には維持されるという性格のものであります。そのため導入企業においてソフトウェア労働者を新たに常用雇用するには一定の困難さがあり、そうかと言つて、企業内で養成するには

非常に時間がかかるという実情もある程度認めざるを得ません。

そうなりますと、導入企業は、ソフトウェア労働者を外部に求めることがあります。ところが、システムやプログラムの設計や開発については、単なる建築物の場合と違つて、現状では、その注文内容、仕様というものがはつきりせず、どうしてもソフトウェア労働者と協議しながら進めなければなりません。そのため、発注側の一定の指揮監督が避けられないという事情があります。

それに加えて、ソフトウェア労働者の絶対数が不足しております。

こうした特別の事情を考慮するならば、ソフトウェア労働者については、現に行なわれている労働者派遣を一律に否定しさるわけにもまいりません。

他方、ソフトウェア労働者の実情をみると、過長な労働時間等のため、「三〇歳定年」とも「三五歳定年」とも言われるようになり、劣悪な労働条件のもとにおかれていることも見逃せません。

従つて、わが党としては、いわゆる情報処理業務については、臨時のかつ特例として、労働者派遣事業を認めるとともに、ソフトウェア労働者の保護、権利保障の措置を講ずる必要があると考えます。

以上、申し述べたような理由から、二法案

を提出した次第であります。

次に、両法案の内容についてご説明申し上げます。

まず、「職業安定法の一部を改正する法律案」についてご説明申し上げます。

第一は、労働者供給事業と請負事業の区別の明確化に関する措置でありまして、労働者を提供して他人に使用させる事業は、その事業が請負の形式によるものであっても、その事業を行なうものが、作業の完成について法律上の責任を負い、作業に従事する労働者を指揮監督する等、請負事業としての実質を有し、自ら雇用する労働者に対する使用者又は雇用主としての責任を負う場合でなければ、労働者供給事業として禁止されることを法律的にはつきりさせることに致しました。

第二は、労働大臣の許可のもとで認められている民間の職業紹介事業や労働組合の行なう労働者供給事業等に関する規制緩和の措置であります。最近の経済社会情勢の変化に対応して、労働者の多様な就業希望に応じられるよう、その資格や許可の有効期間等に関する現行規制を緩和することに致しました。

第三に、この改正法は、次にご説明申し上げます、別途提案の臨時措置法と同時に施行することと致しております。

次に「情報処理業務に係る労働者派遣事業

の規制及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する臨時措置法案」についてご説明申し上げます。

第一に、この法律は、マイクロエレクトロニクスを中心とする技術革新の急速な進展に伴なつて生じてゐる課題に対応する必要から制定するものの一つであります。従つて最近における情報処理業務に係る労働力の需給状況にかんがみ、臨時に、情報処理業務に係る労働者派遣事業について許可制その他の規制の下にこれを行うことができることとするとともに、情報処理業務に係る派遣労働者の就業条件の整備等を図り、もつて情報処理業務に係る派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的と致しております。

第二に、この法律は、マイクロエレクトロニクスを中心とする技術革新の急速な進展に伴なつて生じてゐる課題に対応する必要から制定するものの一つであります。

第三は、派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置であります。

その一として、労働者派遣契約に派遣労働者の具体的な就業条件を定めることとするとともに、正当な組合活動を行つたこと等を理由とする労働者派遣契約の解除を禁ずること等の措置を講ずることといたしております。

その二として、派遣元事業主に、派遣労働者の教育訓練の機会の確保等のための努力、派遣労働者に対する就業条件の書面による交付等適正な雇用管理を行なわせることといたしております。

その三として、派遣元事業主は、派遣労働者の請求があつたときは、当該派遣労働者に係る労働者派遣の対価等について書面で明示しなければならないことといたしております。

その四として、派遣先に、派遣労働者についての苦情の的確な処理等の努力を行なわせるため、派遣先責任者を選任させる等適正な就業管理を行なわせることといたしております。

その四として、派遣労働者の労働条件が派遣先企業の同種の労働者と比べて著しく低劣条件について、派遣労働者が加入する労働組

合から交渉の申し入れがあれば応じなければならぬことといたしました。

その五として、労働基準法等の使用者責任を明確化することとし、派遣労働者については、基本的には派遣元の事業主が使用者としての責任を負うという原則を維持しつつ、派遣先でなければ履行の確保が困難な労働時間の管理、労働者の安全衛生の確保等の事項に

ついては、派遣先の事業主に使用者責任を負わせることといたしております。
その他この法律を施行するために必要な指導、改善命令、立入検査、報告の徴収等の権限及び罰則規定等を定めることといたしております。

なお、この法律は、公布の日から一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する
こととし、その施行日から五年以内に廃止するものといたしております。
以上、二法律案の提案理由およびその概要についてご説明申し上げました。
何卒、御審議の上、ご可決あらんことをお願い申し上げます。

「労働者派遣」に関する社会党案と政府案の比較（主な違い）

(1) 「労働者派遣」立法

立 法 目 的 等		名 称	社会党案（4／18提出）	政 府 案（3／19提出）	
目 的	法 律 の 性 格	情報処理業務に係る労働者派遣事業の規制及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する臨時措置法案	①特例法（技術革新の進展への対応） ②臨時法（5年間の時限立法） 〔第1条及び附則第3条〕	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案	①一般法（民間需給調整の積極活用） ②恒久法（新たな制度の導入） 〔第1条〕
〔提案理由及び第1条〕	※ 「派遣事業」に対し否定的	（技術革新の急速な進展に伴なう）情報処理業務における労働力需給状況に対応し、かつ、ソフトウエア派遣労働者を保護するため、臨時特例として「ソフトウエア労働者派遣事業」を認めるとともに、派遣就業の条件について整備・規制する	〔提案理由及び第1条〕	（労働力の需給双方のニーズ等に対応し）「労働者派遣事業」を労働力需給調整システムとして（一般的に）制度化するとともに、派遣就業の条件を整備する	

		派 遣 先 規 制		事業の許可・監督等		適 用 対 象			
		派 遣 の 同 意	勞 働 条 件 の 改 善 励 告	許 可 等 の 有 效 期 間	事 業 の 許 可 又 は 届 出	對 象 劳 働 者 (雇 用 形 態)	對 象 業 務	(對 象 業 種)	
團 交 応 諸 義 務	派 遣 對 價 の 明 示 義 務	書 面 交 付 義 務	有 (請求された時、書面交付) 〔第28条第2項〕	有 (第9条第1項) 〔第26条第2項〕	2年 〔登録型〕は認めず	許可制 〔登録型〕は認めず	「常用雇用」に限定 〔第4条〕	(情報処理サービスのみ) 〔社会党案(4/18提出)〕	
有	有 (請求された時、書面交付) 〔第28条第2項〕	書 面 交 付 義 務	有 (請求された時、書面交付) 〔第28条第2項〕	有 (第9条第1項) 〔第26条第2項〕	2年 〔登録型〕は認めず	許可制 〔登録型〕は認めず	「常用雇用」に限定 〔第4条〕	(情報処理サービスのみ) 〔社会党案(4/18提出)〕	
無	無	單 に 明 示 義 務	無	無	無	〔届出制(常用型)には届出制(登録型)は許可制(登録型)は3年〕 〔第10条第1項〕	〔第16条〕 〔第5条〕	(ビルメンテナンス、警備、情報処理サービス及び事務処理サービス) 〔政府案(3/19提出)〕	

(2) 職業安定法改正

改 正 措 置	立 法 目 的 等	
具 体 的 措 置	目 的	名 称
方 法	〔労働者供給事業〕の範囲の明確化 ※労供事業禁止規定（第44条）を活性化	社会党案（4／18提出）
（「ソフトウェア労働者派遣事業」については「臨時特例法」第19条で職安法第44条及び第45条の適用を除外）	労働者供給事業から除外される請負事業の範囲に関する現行職安法施行規則第4条を一部手直しの上、職安法に盛り込む	政府案（3／19提出）
現行法第44条に次のような2項を加える ①「労働者を提供して他人に使用させる事業」は、請負形式によるものであっても、①作業の完成について法律上の責任を負う、②労働者を指揮監督する、③自ら提供する機械・設備・材料を使用するか、企画・専門的技術・専門的経験を必要とする作業を行なうものであつて単に肉体的な労働力を提供するものではない、など、請負事業としての実質を有しての責任を負うものでなければ、労働者供給事業にあたる。 ②前項（①）の条件をみたしても、労働者供給のために偽装したものは、労働者供給事業にあたる。	〔労働者派遣事業〕の合法化（の一環） ※労供事業禁止規定（第44条）を空洞化	〔第2条（職業安定法の一部改正）〕 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
（「労働者派遣法」の制定に対応して） ①現行法第5条（定義）中の「労働者供給」の規定から、「労働者派遣法」に規定する「労働者派遣」（自己の雇用する労働者を他人の指揮命令のもとで働くこと）に該当するものを除外する ②現行法「第4節 労働者供給事業」のあとに「第5節 労働者派遣事業」の規定を設ける（労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法の定めるところによ		

（注）中央職業安定審議会労働者派遣事業等小委員会報告書（一九八四・一一・一七）に添付された「当面検討の対象として考えられる業務例（試案）」で、次の14業務が挙げられている。

- ① 秘書、通訳、翻訳、速記
- ② ワードプロセッサー、タイプライター等の事務用機械の操作
- ③ テレックス等の通信機器の操作
- ④ ファイリング等の文書の専門的な管理
- ⑤ 原価計算、仕訳、決算等の会計・経理の処理
- ⑥ 外国為替等の輸出入及びこれに準ずる国内取引に関する書類の作成
- ⑦ 展示会等における商品の説明等によるデモンストレーション
- ⑧ 情報処理システムの分析、設計及びこれに直接附帯する業務
- ⑨ プログラムの設計、作成及びこれに直接附帯する業務
- ⑩ コンピュータ・システムの操作、データの入力
- ⑪ 建築物等の保全、清掃及び環境衛生の管理並びに建築物に付随する設備の維持、管理その他これらに密接に関連して行なわれる業務
- ⑫ 事故、火災等の発生の警戒、防止
- ⑬ 旅行に伴う旅程の管理及びこれに直接附帯する業務
- ⑭ パーティー、宴会等の催事のコンパニオン

一九八五・三・二六

「地域林業振興法案」の提案理由説明 及び要綱

日本社会党政策審議会

提案理由説明

私はただいま議題となりました日本社会党提案の「地域林業振興法案」について提案者を代表して提案理由をご説明申し上げます。

すでに各位がご承知のとおり、今日、地球規模で緑資源の枯渇が問題化しており、森林を守り育てることが国際的にも緊急かつ切実な課題となっています。いまでもなく森林は木材の生産、水資源のかん養、大気の浄化、自然災害の防止、自然環境の保全と保健休養の場の提供など国民生活にとって不可欠な資源であることはいうまでもありません。

しかし、わが国の森林、林業の現状は憂うべき状況であります。わが国の全森林面積は

す。しかも、これに追い打ちをかけたのが多くの林業関係者の反対を押ししきつて行われた木材等の関税引下げ措置であります。これによつてわが国の森林・林業は壊滅的打撃を受けるのは火を見るより明らかであり貿易摩擦解消を理由にしたわが国の森林・林業つぶしというほかありません。

二一世紀へ向けての人類の課題は平和な国際環境づくりと資源自然環境問題だといわれております。いまでもなく木材は輸入できても森林は輸入できないのであります。「資

二千五百万ヘクタールであり、このうち四割に当たる一千萬ヘクタールは人工林によって占められ、これらの人工林の多くは戦後の荒廃した森林の復旧と将来の森林資源の充実のために国有林、民有林をとわず森林・林業関係者の嘗々と続けられた造林努力の賜物であります。しかしながら、これら人工林は三十五年生以下の樹齢の若い育成途上のものが大部分であり、こんど間伐、保育など適切な管理を通じて有益な森林に育成しなければなりません。一方、これら森林の育成、管理を荷う

このためには、森林・林業の民主的再生、充実のために、これまでの政策を抜本的に見直し、森林資源の充実、公益的機能の拡充、山村と地域林業の振興、国産材の積極的活用と林業関係中小企対策の充実など地域林業対策の総合的推進をはからなければなりません。

ご案内とおり本年は「国際森林年」でもあります。森林・林業を育成し、地域経済の活性化をはかるために本法案を提出することは時宜に適したことと思つております。

次に、本法律案の概要をご説明いたします。

第一に、目的にありますように本法律案の特徴として、林業が重要な位置を占めている地域で林業及関連産業を一体としてとらえ総合的な事業をすすめ地域経済の発展に寄与する、こととしたことあります。

第二は、林業という範囲を明確にし、いわゆる川上から川下までを対象とし造林から製材、木工業、そして保健・休養事業まで林業に関連する事業を網羅し、総合的施策の裏付けとしたのであります。

第三は、林業等基本目標及び基本対策を定めようとする場合、林業基本法、森林法との調和を図り、なお、林業関係団体、関連産業の代表の意見を聞き、同時に公表して国民全体のコンセンサスをはかることとしたことがあります。また、都道府県段階でも同様な手続きにより対策をすすめることとしておりま

す。

第四は、地域林業振興市町村の指定要件であります。森林の面積率と林業、関連産業を営む者の数の両方で指定できるよう政令で定めることにしておりますが、全国で約千二百市町村を対象とする予定であります。これによってほとんどの山村林業地域がカバーされることになるのであります。

第五は、市町村段階における地域林業振興計画であります。市町村段階における地域林業振興計画であります。

第六は、この振興計画を計画的に実施するため、森林の立木竹の伐採造林、又は育林の事業等について計画実施に参画するよう山林所有者に勧告できるようにし、また、勧告に従わなかつた場合には所有権の移転等の措置がとれるようにしたことであります。

第七は、国有林野事業もこの地域林業振興計画に協力するため国有林野事業の組織をもつて当たれるようにして、国有林、民有林の調和をはかるようにならねます。

第八は、財政措置でありますが、この法律の重要性から現行の一般林政費はもちろん、緑資源の確保、地域経済の活性化等の課題を果すためには特定財源を求めて、市町村交付金として交付し、効率的な事業推進が果せるようになります。

以上が本法律案の提案理由とその概要であ

ります。

アフリカの飢餓の遠因は、緑を喪失したことにあるとさへわれております。国家百年の大計のもとで、わが国の森林・林業を守り发展させるために、なにとぞ充分ご審議のうえ、速やかにご賛同下さいますようお願ひいたします。

一九八五・三・二六

法 案 要 約

第一 目的

この法律は、林業が重要な地位を占めている地域について、当該地域の林業従事者等の自主的な意向に基づく林業及び関連産業の振興に関する総合的な計画の作成並びにこれに基づく事業の円滑な実施に關し必要な措置を講ずることにより、当該地域における林業及び関連産業の一体としての振興を図り、もつて地域経済の発展に寄与することを目的とすること。

第二 定義

¹ この法律において「森林」と「森林所有者」とは、それぞれ、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項及び第二項に規定する森林及び森林

所有者をいうものとすること。

2 この法律において「林業」とは、次に掲げる事業をいうものとすること。

一 森林の立木竹の伐採及び搬出の事業

二 造林又は育林の事業

三 造林のための種穂の採取又は苗木の育成の事業

四 きのこ類、山菜その他政令で定める林産物の採取又は生産の事業

五 林道の整備の事業

六 森林の土地の保全又は保全施設の整備の事業

七 森林を保健又は休養の用に供する事業で政令で定めるもの

八 一から七までの事業に附帯する事業
3 この法律において「林業労働者」とは、林業の業務に従事する労働者をいうものとすること。

4 この法律において「関連産業」とは、製材業、木製品製造業その他林産物の加工又は林産物もしくは林産物に係る加工品の販売の事業であつて政令で定めるもの並びに森林及びその周辺の地域における観光に関する事業をいうものとすること。

第三 林業等振興基本目標及び基本対策

1 農林水産大臣は、林業基本法（昭和三

第四 林業等振興基本目標及び基本対策の変更

1

農林水産大臣は、森林の現況、林産物の需給事情その他の経済事情等の変動により必要があると認めるときは、林業等

十九年法律第一百六十一号）第十一条第一項の基本計画及び長期の見通し並びに森林法第四条第一項の全国森林計画との調和が保たれるように考慮して、林業及び関連産業の振興に関する基本的な目標並びに当該目標を達成するために必要な基本的な対策（以下「林業等振興基本目標及び基本対策」という。）を定めるものとす

ること。

2 農林水産大臣は、林業等振興基本目標及び基本対策を定めようとするときは、

関係行政機関の長に協議し、かつ、都道府県知事並びに森林所有者の組織する団体、林業を営む者の組織する団体、林業労働者の組織する団体及び関連産業を営む者の組織する団体（以下「関係団体」という。）の意見を聽かなければならない

こと。

3 都道府県知事は、林業等振興目標及び基本対策を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとす

ること。

2 都道府県知事は、林業等振興目標及び基本対策を定めようとするときは、

関係市町村及び関係団体の意見を聽かなければならぬものとすること。

3 都道府県知事は、林業等振興目標及び基本対策を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとすること。

振興基本目標及び基本対策を変更することができるものとすること。

2 第三の2及び3の規定は、林業等振興基本目標及び基本対策の変更について準用するものとすること。

第五 林業等振興目標及び対策

1 都道府県知事は、林業等振興基本目標及び基本対策に基づき、森林法第五条第一項の地域森林計画との調和が保たれる

ようく考慮し、かつ、地域の自然的経済的社會的諸条件を勘案して、当該都道府

県における林業及び関連産業の振興に必要な目標並びに当該目標を達成するために必要な対策（以下「林業等振興目標及び対策」という。）を定めるものとする

こと。

2 都道府県知事は、林業等振興目標及び

対策を定めようとするときは、関係市町

村及び関係団体の意見を聽かなければならぬものとすること。

3 都道府県知事は、林業等振興目標及び

対策を定めたときは、遅滞なく、これを

公表しなければならないものとすること。

3 都道府県知事は、森林の現況、林産物の需給事情その他の経済事情等の変動により必要があると認めるときは、林業等

第六 林業等振興目標及び対策の変更

1 都道府県知事は、森林の現況、林産物

の需給事情その他の経済事情等の変動により必要があると認めるときは、林業等

振興目標及び対策を変更することができるものとすること。

2 第五の2及び3の規定は、林業等振興目標及び対策の変更について準用するものとすること。

第七 地域林業振興市町村の指定

1 都道府県知事は、次のいずれかに該当する市町村を地域林業振興市町村として指定することができるものとすること。

一 当該市町村の区域の面積のうちその区域内にある森林の面積の占める比率が政令で定める比率以上であり、かつ、その区域内にある民有林（森林法第二条第三項に規定する民有林のうち、その自然的・経済的・社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められるものを除いたものをいう。以下同じ。）の面積が政令で定める面積以上であること。

二 当該市町村の区域内において林業を営む者の数が政令で定める数以上であること。

都道府県知事は、地域林業振興市町村の指定をしようとするときは、当該市町村に協議しなければならないものとすること。

3 都道府県知事は、地域林業振興市町村の指定をしたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならないものとすること。

第八 地域林業振興計画

1 地域林業振興市町村は、林業等振興目標及び対策に基づき、森林法第五条第一項の地域森林計画との調和が保たれるよう考慮し、かつ、地域の自然的・経済的社会的諸条件を勘案して、当該地域林業振興市町村の区域内にある民有林に係る林業及び関連産業の振興に関し、毎年、五年を一期とする地域林業振興計画を立てなければならないものとすること。

2 地域林業振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとすること。

一 林業及び関連産業の振興の基本的な方針に関する事項

二 森林所有者、林業を営む者又は関連産業に係る中小企業者の協同組織の育成に関する事項

三 森林の立木竹の伐採、造林、育林、林道の整備その他森林の整備に関する事項

四 関連産業の育成並びに林業及び関連産業の経営の近代化に関する事項

五 林業労働者の雇用の安定、労働条件

の改善及び就業機会の増大に関する事項

六 生活環境の整備に関する事項

七 地域林業振興計画に基づく事業の実施に必要な資金に関する事項

八 その他林業及び関連産業の振興にし必要な事項

3 地域林業振興市町村は、地域林業振興計画をたてるに当たっては、林業及び関連産業の一体としての振興を図る見地から2の一から8までに掲げる事項を有機的連続的に総合的に定めるとともに、

当該地域林業振興市町村に隣接する市町村における林業及び関連産業の振興を図るための措置との関連について適切な考慮を払わなければならぬものとすること。

4 地域林業振興市町村は、地域林業振興計画をたてようとするときは、地域林業振興協議会の議を経なければならないものとすること。

5 地域林業振興市町村は、地域林業振興計画をたてたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならないものとすること。

6 都道府県知事は、地域林業振興市町村がたてた地域林業振興計画について必要

な調整を行ひ、その内容を当該地域林業

振興市町村に通知するものとすること。

7 地域林業振興市町村は、6の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、6の規定による調整に係る地域林業振興計画を公表しなければならないものとすること。

8 都道府県知事は、7の地域林業振興計画を農林水産大臣に報告しなければならないものとすること。

9 農林水産大臣は、8の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る地域林業振興計画を関係行政機関の長に通知しなければならないものとすること。

第九 地域林業振興計画の変更

1 地域林業振興市町村は、林業事情等の変動により必要があると認めるときは、地域林業振興計画を変更することができます。

2 第八の3から9までの規定は、地域林業振興計画の変更について準用するものとすること。

第十 交付金

1 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地域林業振興市町村に対し、地域林業振興計画に基づく事業に係る経費に充てさせるため、交付金

を交付するものとすること。

2 都道府県は、地域林業振興市町村に対し、地域林業振興計画に基づく事業に係る経費に充てさせるため、交付金を交付することができるものとすること。

第十一 助成

1 地域林業振興市町村は、地域林業振興計画に基づき事業を実施する者に対し、当該事業に要する経費について補助するものとすること。

2 国、都道府県及び地域林業振興市町村は、地域林業振興計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとすること。

第十二 立木竹の伐採、造林又は育林の事業についての勧告

1 地域林業振興市町村の長は、森林（森林法第二十五条の規定により指定された

保安林及び同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。以下第十二において同じ。）の立木竹の伐採、造林又は育林の事業が地域林業振興計画において定められている

著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該森林の森林所有者その他権限に基づき当該森林の立木竹の使用又は収益をする者（以下「当該森林の森林所有者等」という。）に対し、理由を付して、当該事項に従つて森林の立木竹の伐採、造林又は育林の事業を実施すべき旨を勧告することができるものとすること。ただし、当該森林が森林法第十条の八第三項第四号の特定森林である場合において当該森林の森林所有者等に對し同法第十条の十第一項の規定による勧告をすることができるときは、当該勧告の内容となりうる事項については、この限りでないものとすること。

2 地域林業振興市町村の長は、1の規定による勧告をしようとするときは、当該森林の森林所有者等に意見を述べる機会を与えるなければならないものとすること。

3 地域林業振興市町村の長は、1の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるとときは、その者に対し、当該森林又は当該森林の立木竹について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者で、ことにより、地域林業振興計画の達成に

ものと当該森林又は当該森林の立木竹についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に関し協議すべき旨を勧告することができるものとすること。

第十三 地域林業振興計画の尊重等

1 国は、国有林野事業（国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第一条第二項に規定する国有林野事業をいう。以下同じ。）につき計画をたてるに当たっては、地域林業振興計画を尊重し、かつ、これとの調和が保たれるよう努めなければならないものとすること。

2 国は、国有林野事業の運営に妨げない限り、国有林野事業に関する組織をもつて、地域林業振興計画に基づく事業が円滑に実施されるように協力するものとすること。

すること。

第十四 地域林業振興協議会

1 地域林業振興市町村に、地域林業振興協議会を置くものとすること。

2 地域林業振興協議会（以下「協議会」という。）は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、地

域林業振興市町村における関連産業に関する事項について、地域林業振興市町村の長に意見を述べることができるものと

3 協議会は、当該地域林業振興市町村に

関係を有する森林所有者を代表する者、林業を営む者、林業労働者及び関連産業を営む者からその森林の現況又は業務の状況等に関する報告を徴することができるものとすること。

第十五 報告の徴収

農林水産大臣、都道府県知事又は地域林業振興市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、森林所有者そ

の他権限に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者、林業を営む者、林業労働者及び関連産業を営む者からその森林の現況又は業務の状況等に関する報告を徴することができるものとすること。

第十六 附則

1 この法則は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

2 森林法の一部を次のように改正するものとすること。

第一百九十三条中「定める者が行う場合」の下に「（地域林業振興法（昭和六十年法律第 号）第八の1の地域林業振興計画に基づき行う場合を除く。）」を加える。

者による組織する団体の推薦に基づいて、3の林業を営む者を代表する者は林業を営む者の組織する団体の推薦に基づいて、3の林業を営む者を代表する者は関連産業を営む者の組織する団体の推薦に基づいて、3の住民を代表する者は当該地

域林業振興市町村の議会の推薦に基づいて、当該地域林業振興市町村の長が任命するものとすること。

5 3及び4に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定めるものとすること。

学校給食に対する基本の方針

日本社会党学校給食対策特別委員会

に達している。

1 学校給食の果たしてきた役割

わが国の学校給食は、敗戦直後の食糧難といふ歴史的事情を背景に始まつた。敗戦の翌年の一九四六年には文部・厚生・農林三省次官通達「学校給食実施の普及奨励について」が出され、四七年一月には全国の児童約三〇〇万人を対象に、学校給食が開始されたが、これは部分給食であつた。また、四九年にはユニセフからのミルクによるユニセフ給食が開始された。五〇年になると、全国八大都市の小学校児童に対し、アメリカの寄贈小麦粉による完全給食が開始され、以後全国に拡大されていった。そして一九五四年には「学校給食法」が成立し、学校給食の法体制が整つたのである。同法は目的として「児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するもの」であることを謳つた。同法の制定以来三十一年、その普及率は小学校で九八%、中学校で八六%（八三年）

このように、わが国の学校給食は戦後の食糧難の時代の子どもの栄養補給を主たる目的として開始され所期の目的と役割を果たしてきただが、『飽食の時代』とさえいわれる現在、新たな視点から学校給食の役割を改めて見直すことが問われている。また、戦後の学校給食用の物資がアメリカの余剰農産物処理の対象とされたことも事実であり、学校給食とわが国の農業・食糧政策との結びつきとの観点からもその意義を問い合わせることが必要とされている。

2 「教育の一環」としての学校給食の今日的意義

学校給食法は「義務教育諸学校における教育の目的を実現する」ことを強調しているが、これは「義務教育活動に不可欠な教育活動の一環」（文部省『新学校給食指導の手引き』）として学校給食を位置づけているものであり、

したがつて、『飽食の時代』であるからといって、学校給食の役割は終つたと考えることはできない。

では、「教育活動の一環」とはどういうものであろうか。学校給食法は、学校給食の目標として、①日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと、②学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと、③食生活の合理化。栄養の改善及び健康の増進を図ること、④食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと――を掲げている。

食生活を含む生活環境の変化のなかで、骨が折れやすい、あるいは糖尿病、肥満などの「成人病」が増えているなど、子どもの健康が脅かされている。そして「飽食の時代」といわれながらも、できあいの加工食品が氾濫し、添加物の入った食品もあふれている。このような環境の中で、子どもが食生活に対する正しい認識を持つことも学校給食の重要な役割りである。

このように、学校給食は具体的に重要な教育活動の一環を担っている。したがって、現在すすめられている臨調行革の民営化や共同調理場化、パート化などの学校給食「合理化」の主張は、この観点からも根本的に誤っているといわねばならない。

折れやすい、あるいは糖尿病、肥満などの「成人病」が増えているなど、子どもの健康が脅かされている。そして「飽食の時代」といわれながらも、できあいの加工食品が氾濫し、添加物の入った食品もあふれている。このような環境の中で、子どもが食生活に対する正しい認識を持つことも学校給食の重要な役割りである。

このように、学校給食は具体的に重要な教育活動の一環を担っている。したがって、現在すすめられている臨調行革の民営化や共同調理場化、パート化などの学校給食「合理化」の主張は、この観点からも根本的に誤っているといわねばならない。

のとり方の指導をすすめていく必要がある。

② 安全な給食

子どもの健康を増進するための給食は、当然安全でなければならない。ところが、危険な添加物を含んだ食品の問題など、今日食生活をめぐって安全性が大きな問題となっている。

したがって、必要なない添加物の入った食品、残留農薬の入った食品は使わない。また合成洗剤も使用すべきではない。また、レトルト食品などもつとめて使わず、原料から直接加工することを原則とすべきである。

③ 楽しい給食

給食はみんなで楽しく食べる時間でなければならぬ。給食を通して食文化を学び、共同の気持を培い、マナーを身につけるといつても、それが強制されたり、苦痛をともなうものであつてはいけない。みんなで楽しく食べること、それ自体が共に学び、共に育つ教育的営みである。したがって、学校給食の普及は更にすすめられなければならないが、給食を受けるかどうかは、子ども（父母）の権利であつて義務でないことが、かんがみ、この観点を重視する必要がある。

(2) 給食方法のあり方

① 自校方式で

学校給食が教育活動の一環であるといつても、「美味しいものを楽しく食べる」のでなければ、逆に子どもに苦痛を強要することになりかねない。そのためには、学校給食の調理が自校方式でなされる必要がある。

自校方式によれば、温かいものを美味しく食べることができるし、また、調理員の人たちの手によって給食ができる過程や労働の役割を学ぶことができる。また、学校の行事やカリキュラムに合せて工夫をこらせるなどの利点もある。自校方式でなく、共同調理場をとつた場合、それらと反する結果となつていることは、大量に作り、輸送することなどから、温かいものが食べられない等の不満が起きていることからも明らかである。この面からいつても、臨調行革ですすめられようとしている民営化、センター化等の「合理化」は、ただ給食を食べさせればよいといった教育的観点を欠いたものというほかはない。

② 学校食堂で

食事が一つの文化であるとすれば、みんなで楽しく食事をするには食堂で行なうことが望ましい。食堂では、給食の準備・片づけを皆さんが自主的にやれるし、調理

員と子どもの肌の触れ合いもはかれる。

現在、学校食堂の設置数は実施校の一割に満たないが、今後いつそう拡充していかねばならない。現在児童、生徒の減少期に入っているが、それによって空いた教室を積極的に活用することも図られるべきである。

④ 選択できるメニューを

毎日の献立については、それなりの努力が払われていると考えるが、一日に一つのメニューだけでなく複数のものとするこによつて、学校給食はより豊かなものとなる。和・洋・めん類など種類がいくつも用意されていることが望ましいが、そこまでの段階としては、おかげのメニューが二つぐらいがあることが必要となる。

⑤ 地域との結びつきを

学校給食は、全国画一的なものではなく、それぞれ創意・工夫をこらして行なわれるべきであり、それはとりも直さず地域と結びつき、地域に根ざしてすすめられねばならない。例えば、地場でとれる新鮮な野菜などをつとめて購入すべきであるし、その安全の原則に立つとともに、地場でそし生産活動に努力している農家等を励ますことにもなる。

と同時に、地域住民との結びつきをはか

る上で、給食活動が地域に開かれるべきである。具体的には、教職員が協力し合つて、住民に開かれた「調理教室」「栄養講座」などの指導・助言をはかることがある。

また、校区内の不自由なお年寄りに食事をとどける「福祉給食」もはかられてよい。

⑥ 学校全体でとり組みを

教育活動の一環としての学校給食は、栄養上や調理員だけの仕事ではなく、全教職員の一一致協力したとり組みが求められる。また教科との関係でいえば、給食は給食、家庭科の調理実習は調理実習、保健体育は保健体育、社会科は社会科とばらばらに行なわれるのではなく、有機的に関連づけて教えられることが必要である。

3 当面の諸問題に対するとりくみ

(1) 学校給食「合理化」について

文部省は本年一月二一日、「学校給食業務の運営の合理化について」の体育局長通達を出した。これは第二臨調以降の「合理化」方針を受けてのものである。

第二臨調は、最終答申で「公的部門の事務・事業のうち民間活力に期待し得るもの

については、積極的に民間に委譲することにより、公的部門の縮小を図る方向で対処する必要がある」とし、学校給食に対するもの

は、「共同調理場方式への転換、民間委託等運営の合理化に積極的に推進し、人件費等コストを縮減する」と学校給食合理化の態度を打ち出した。その後、総務省はこの基本方針と昨年七月の臨時行政改革推進審議会の意見書を受け、昨年九月、『学校給食及び学校安全に関する行政監察結果に基づく勧告』を行なつたが、そこでは、「文部省は、学校給食の運営の効率及び人件費等コストの縮減を図る勧点から、『学校給食の食事内容について』の通知（昭和四六年通知）の見直し及び『学校給食に従事する職員の定数確保及び身分安定について』の通知（昭和三五年通知）のうち調理員の定数確保とその配置基準を定めた部分を廃止して、学校給食の民間委託、パートタイム職員の活用、共同調理場方式への転換等を推進する方策を講ずる必要がある」と勧告したのである。このようないま調行革路線による学校給食の合理化は、教育の一環である学校給食に對して公的責任を放棄し、「民間活力」の名の下に教育の分野まで利潤活動の対象にしようとする誤った方針である。

文部省の通知は、実施の際の留意点を述べながらも、地域の実情等に応じ、パートタイム職員の活用、共同調理場方式、民間委

託等の方式により、人件費等の経営費の適

正化を図る必要がある」とし、昭和三五年

並びに昭和四六年通知の彈力的運用を主張している。わが党は、前述の基本方針に立つて、共同調理場方式、パート化、民間委託については次のように考える。

○ 共同調理場方式の問題点

- ① 先に指摘したように、学校給食はできる限り「自校方式」で行うべきで、手づくりの、温かい、美味しい給食を食べること、給食調理を通して労働の大切さ、調理員とのふれ合いなどの教育的側面は、共同調理場方式では保障されないので、共同調理場方式は促進すべきではない。
- しかし現実には共同調理場方式と自校方式はほぼ半々となつており、既存の施設をいつきよに自校方式に転換することも困難である。そこで昭和四〇年代から本格化した共同調理場の建替えが始まる時期になり、その時期を利 USEして自校方式に切りかえていくべきである。

○ 民間委託の問題点

- ① 学校給食の民間委託は、学校給食が教育の一環であることを否定し、ただ「食べればよい」ということに帰着す

る。

② 民間に委託すれば、その性格上「當利」が優先され、「栄養」「安全」の原則は軽視されて「手づくり」の味は失なわれる。

③ 直當でないことから設置者の責任が不明確になる。労働者の身分が不安定となり、職業安定法四四条の違反となる危険性も大きい。したがって民間委託には反対である。

○ パートタイム職員活用の問題点

① 昭和三五年の文部省体育局長通知は、市町村立学校の職員でない学校給食調

理員の職員化に努めることとし、定数

確保と身分安定を図ることを内容としているが、このことによつて学校給食の円滑な運営を行うことを趣旨としている。

② 学校給食の調理は共同作業であり、作業を行なう者の間に身分差が生じることは、労働条件上も、教育上の配慮も好ましくなく、パート職員の導入は行なうべきではない。

③ 諸条件の整備

① 給食調理員、栄養士、事務職員の職務内容を明確に位置づけるとともに、相互の協力によつて学校給食活動が円滑に行なえるようとする。

(2) 日本学校健康会について

学校健康会は、日本学校給食会と日本学校安全会が一九八二年に統合されたものである。旧学校給食会は、一九五五年に戦後の食糧難という事情を背景に、「学校給食用物資の適正円滑な供給等」をはかることを目的に特殊法人として設立された。その後食糧事情の好転を受け、行政管理庁から二度にわたつて廃止を指摘された。また、総務庁は八四年の『学校給食及び学校安全に関する行政監察結果報告書』で「文部省は、日本学校健康会における指定物資の一部及び承認物資を廃止する措置を講ずる必要がある」との勧告が出されている。

学校健康会の給食に関する業務はすでに役割りを終つており、現に指定物資も健康会を通さなければ購入できないといつ現状にはなく、承認物資についても健康会からの購入実績は少ない。したがつて、日本学校健康会の給食業務は廃止すべきである。なお、廃止後も物資に対する国庫補助は現状のままとする。

臨教審の「審議経過の概要」の公表にあたつて

日本社会党
教育文化局長 河上民雄

一、臨教審は二十四日、六月末の第一次答申のたたき台になる「審議経過の概要」を公表した。

それは、四部会の討議経過と若干の提案となつてゐるが、率直にいって国民の期待に応えるものとなつていらない。

臨教審の審議は充分でなく、短期間のうちに、しかも、改革の基調についての合意さえ得ないで、第一次答申にむけ作業を急ぐことは、余りにも拙速であるといわねばならない。

われわれが懸念したように、臨教審による教育改革はやはり臨調方式であり、改憲をねらう中曾根首相の政治的意図に沿つたかたちで出されてきてゐる。

このことは、今日国民が求めている子どもの「非行・暴力」等に象徴される学歴社

会を背景とした受験競争、点数中心の教育がもたらす教育荒廃をどのように克服するか、に応えるものでないことを示してゐる。

一、公表された中で、第一部会は、教育改革の基本方向として「個性主義」を大胆に推進するとしているが、いわゆる「自由化」論をめぐつての決着もつかないまま教育改革の基礎理念を明らかにしないで、しかも「抜本的改革の推進」とか「改革を大胆に」などと誇張した表現となつてゐる。これは、現状の教育状況や問題点を客観的に整理・分析しないで、具体的な改革の方途も示さないままに中曾根首相の意図にそつた「戦後教育の見直し」を政治的に決めつけようとしているあらわれである。

一、第二部会では「学歴による格差は減少ないままで中曾根首相の意図にそつた「戦後教育の見直し」を政治的に決めつけようとしているあらわれである。

また、「単位制高校」は、生涯教育の構想の一部として考えられるが、現状の高等学校の教育内容の充実と活性化をはかつて

東大を頂点に社会的ステータスをうるための受験競争が極に達している現状からみて国民感情から遠離しているのではないだろうか。

一、第三部会の「六年制中等学校」の問題は、中等教育制度を多様化・弾力化する試みとして、部分的に新設校に導入するといわれているが、この構想が、現実の高校間格差や入試地獄を解消するキメ手になるのだろうか。

今日、高校への進学が九四年にもなつてゐるとき、高校入試が必要かどうかなど、後期中等教育のあり方の検討がなされるべきであり、それを欠いたまま、中・高一貫の六年制中等学校を設けることは、各府県で進学エリート校をつくることになるのは必至であり、小学六年生を過酷な受験競争にかりたてることになるであろう。

かりに、専門的、特別の分野の教育として、六年制中等学校を設置するとしても、小学六年生に将来を含む進学コースの選択をさせることになり、「個性の伸長」などのキレイ事ですまされるほどなまやさしいことではない。

いくことと関連して慎重に検討しなければならないことである。

一、第四部会での「共通テスト」の構想は、

職員を含む働く国民がこそって参加し、行動する草の根からの教育改革運動をねばり強くすすめていくものである。

一九八五・四・一六

大学入試センターの機能を含め、実効あるものとして検討する必要がある。

現行の共通一次試験は、大学入試の弊害が少なくなるといわれ実施されたが数年にしてより多くの問題を生じている。現状の大学入試の問題点を検討し、活用する機

関、大学・高校での充分な準備と参加が必要であり、基本論議を欠いた手直しでは、「第二の共通一次」の愚におちに入るであろう。

一、われわれは、今日いわれる教育の荒廃を克服するために、謙虚に、戦後教育のとり組みを振り返り、問題点を明らかにするとともに、憲法、教育基本法をうけた民主教育の初心にたらかえつて、平和と人権の確立をめざす「個性の尊重」「自主的精神」と「教育における自由」「教育の機会均等」を教育改革の基本理念にすえて、生きいき

そのためにも、父母・子ども・青年・教

電電株式問題に対する考え方

日本社会党電気通信対策特別委員会

先の電電改革三法案の審議のなかで重要課題として論戦をたたかわせてきた電電株式問題について政府は、①売却可能な株式(2%)は国債整理基金特別会計に帰属させ、その売

却収入および配当金収入を公債償還財源にあてる。②政府保有が義務付けられている株式(1%)は、産業投資特別会計に帰属させ、そ

の配当金収入を技術開発などに活用する一方針のもとに、「国債整理基金特別会計法の一部改正案」と「産業投資特別会計法の一部改正案」を提案している。

しかし、この政府の方針決定は、これまでの審議経過や衆参の通信委員会の付帯決議などをからみて、幾つもの重要な問題がある。とくに電電株式の売却方法、公開の在り方がこれから検討されるという段階であり、しかも、

1. 国債整理基金特別会計法の一部改正案の対応策について

電電株式問題に対する現段階における考え方以下のことおりである。

1. 売却益は主として電電債の償還に充てるべきである。
 2. このため、国債整理基金特別会計改正案に対し、①原案から電電株式に関する部分をすべて修正削除する。②売却益の一定額が電電債の債務償還に充てられるよう修正する。③原案に対し、「電電株式の売却益

等の使途に関する特別立法」（仮称）を提案する。——などの方法がある。

3. いずれの方法をもつて対応するかについては、審議の経過をみながら決めるとしている。

2 株式売却のあり方等について

1. 株式売却のあり方等については、利権を防止し、特定の個人・法人への株式の集中を規制するなど、いっさいの不透明な動きを遮断し、ガラス張りのなかで行うことが必要である。

2. 株式売却のあり方等については、資産形成と国民の共有財産にふさわしく、株式を広く国民が所有できるようすべきである（たとえば地方公共団体など）。また、安定株主、経営の民主化など、すでに多数の企業で実績のあがっている“社員持株制度”が電電株式においても実現されるよう配慮すべきである。

3. したがって、株式の売却を二～三年（少なくとも一年）凍結し、この間、会社の財務諸表や決算書の状況を参考にしながら、議論を深めるべきである。

3 株式の売却益の使途について

1. 株式の売却益、配当益の使途については、

国民の負担によって資産形成されてきた総緯にかんがみ、電電債の債務償還、電気通信事業の研究開発、福祉の充実などを通じて、国民に還元されるべきである。

2. したがって、売却可能な株式を国債整理

一九八五・四・一

新電電会社の発足についての談話

日本社会党電気通信対策特別委員会
委員長 安井吉典

重要な問題が残されている。とくに株式売却、公開のあり方については、いっさいの不明朗な動きを遮断し、ガラス張りの中で行うことが必要である。また、株式売却益の全額を国債償還に当てるとする政府の方針は、電電改革を財政再建の目的としない、としてきた政府見解に相反するものである。わが党は、電電改革を利権の具とさせないため、今後、厳しい監視と、株式売却と公開のあり方など、具体案を提案していく。

1. わが党は、今回の電電改革が、国民・利用者、電気通信事業に働く人たちにとってプラスがもたらされるよう、また、わが国

基金特別会計に帰属させ、その売却益、配当益の全額を公債償還の財源とすることは妥当でない。政府・自民党に猛省をうながしたい。

の通信主権の確保、プライバシー保護、情報通信基本法の制定などに引きつづき努力していく。とくに、政府に、電電改革三法

一九八五・四・一七

案の審議の中で約束した諸点を守らせ、前進をかちとるため、当面全力をあげていく決意である。

の他、を概要とする内容となつてゐる。
従つて、改めて述べるべくもなく、本案は単に交通安全のみならず、道路交通行政の問題であると同時に、運転者に新たな義務を課すものである。

道路交通法改正案の問題点とわが党の態度

日本社会党政策審議会

地方行政部会
交通安全対策特別委員会

一、改正案の概要

本改正案は、(一)原付自転車(五〇cc以下)のオートバイ)の交差点における右折方法の特例(大規模道路においては軽車両と同様とする)、(二)違法駐車等の除去等に要した費用の徴収に関する規定(ア)保管公示後三月経過後は、保管費用を要する時は、車両を売却して代金を保管できる。(イ)公示後六月経過後は、当該車両の所有権は、都道府県に帰属する、(ウ)その他)、(二)、運転者の遵守事項の規定(ア)急発進の禁止・減点1を検討、(イ)シートベルト着用義務(運転者・助手席乗務者)、(二)

転者の義務として)、(1)高速自動車国道等における非着用については減点1、その他違反行為の点数付加は着用状況を勘案し実施時期を定める(2)政令で定めるやむをえない理由のある場合は適用除外、(3)後部座席に乗用させる場合は危険な交通違反にたいする取締りの強化、(4)後退運転等(5)後部座席に乗用させる場合は着用させるよう努めなければならない、(6)原付自転車運転車のヘルメット着用義務(一年間の猶予期間)、自動二輪免許取得

1年未満者の二人乗り禁止(いずれも減点1)、(7)初心運転者の一定の者の講習受講義務(累積点数4ないし5に達した者)、(四)、手数料規定等(政令・規則委任)、(五)、そ

二、法案の問題点

(一) 警察権力の拡大と裁量権の拡大

本改正案は、昨秋、衆議院交通安全対策特別委員会において行われた「決議」に端を発する。本決議は、「シートベルトの着用に関する件」とされる通りシートベルトの着用推進について速やかに適切な措置を講ずるよう政府に求めたものである(同時に、交通安全教育の普及徹底、自動車運送事業者の運航管理制度の充実強化、著しい速度超過等の悪質・危険な交通違反にたいする取締りの強化、をうたつている)。この決議は全会一致で採択されたものであるが、決議の内容をみてもただちに強権的取締り、罰則の強化を求めたものではなく、事故原因の究明、事前防止、着用のキャンペーン実施等の行政努力など幅広い対策の推進を求めたものである。

しかるに、警察庁は、決議を受けただちに法改正の検討に入り、昨年一二月七日には交通局試案を発表している。しかも、改正案に占めるシートベルトに関する部分はわずかに

過ぎず、決議にはない様々な条項の改正をふくめている。このよきな警察庁の姿勢は、全ての事がらを強権的取締りに帰結させ、その裁量権を拡大させようとするものであり、交

通安全行政の本来の姿に馴染まぬものであるばかりか、昨年の「新風俗営業法」と同質の権力志向が窺える。しかも、具体的な規制の運用は全て政令に委任されており、また、現場の警察官の裁量にまかされており、一度法改正を行えばその運用は警察の腹ひとつと言つても過言ではない。

(1) 財産権の侵害

違法駐車車両については公示後六ヶ月を経た後は、その所有権は都道府県に帰属するとしている（また、それ以降は持ち主に対しても一切の補償はしないとしている）。本条項については社会文化法律センターより最高裁判例（S三七・一一・一八、S四三・一一・二七）に基づき憲法二九条（財産権）、三一条（適正手続き）違反の疑いのあることを指摘されている。仮に内閣法制局が合憲の判断を行つたとしても、適正な手続きを経るべきは当然であるとともに、補償額算定規定、支払方法、時効等を定めることは必要不可欠であり、警察がこうした問題について慎重にも慎重を期すべきは当然であるにもかかわらず、極めて乱暴に遺失物法、関税法等の規定に倣

つたとしていることについては問題が多い。

(2) 運転者に対する義務拡大

実態の関係

現行法においては高速自動車国道等における運転者及び同乗者にたいする着用努力

規定がさだめられている。これに対し改正案は、運転者及び助手席同乗者の着用義務を運転者に課すこととし、他の同乗者にたいしては努力義務を運転者に課している。そして、前者に對しては、罰則、反則金は課さないが行政処分点数を科すとしている（当面高速道路における運転者の非着用のみ減点1とし、一般道路についてはおおむね一年の経過期間設けるとしている）。シートベルトの着用の事故時における有効性については統計においても関係労働組合の見解においても一致している。しかし、現実の

着用率は地域においてバラツキが多く、四割に達している県もあれば、東京・大阪のように一割程度の地域もある。処分を伴う

義務化にすれば着用率が上昇することは当然であり、最も有効な措置であるが日常行動における慣習の問題であり、事前のキャンペーン等の徹底無くしてはかなりの混乱が予想される。同時に、（一）で指摘した通りわが国の警察の現状は極めて非民主的、權力志向的体質を持っており、運用の彈性、公平性について大きな疑惑がある。

(3) 運転手の接客問題等

運転を業とする者、例えばタクシー運転手等については大きな労働強化となる。警察

はタクシーの助手席乗客については運転手が一定の努力を行い、かつ乗客が拒否した場合は運転者の責務は果たされ、処分から除外されるとしている。また、郵便、宅配等は除外されるとしている。しかし、運転手の一定の努力とはどの程度であるのか、客観的基準は定めがたい。業務関係が除外されるとすれば取締りの対象は自家用車等に限定されていき、極めて不公平なものとなる。一度事故となればその補償をめぐり運転者の責務が問われることは当然である。

(4) 日常利便と運転者の安全性の問題

一般道路に処分が適用されることとなれば日常利便に大きな支障となることは明らかであり、シートベルト、ヘルメットとも違反が続出する自体が予想される。

経済的負担の問題

ヘルメットの購入に費用がかかることは明らかであるが、シートベルトの現在装備規定適合車比率は、軽自動車で九三・六%、

小型乗用自動車で九一・五%、普通乗用自動車で九〇・八%等となつており、乗用車で一割、貨物自動車で二割は新たな装備を必要とする。

(四) 交通事故の原因の除去・防止について

業務で乗車する者の事故原因の多くは過労が原因であり、長時間運転等労働条件がその遠因となつてゐることは明らかである。これらの問題に何等手を付けず、事故の起きた後の死亡防止を行政が先行させることは、本末転倒ともいえる。

(五) その他

以上の問題点に加えて、からふかし・急発進の禁止、自動二輪車初心者の二人乗り禁止は現場における警察官の運用、裁量にまかされており、問題として指摘する声もあるが、強制的規制は必ずしも拡大することが好ましいとは言えなさい。

三、基本的態度

以上の通り、本改正案は、極めて多くの問題点を含んでゐる。特に、決議を利用し他の改正まで盛り込んできた警察庁の姿勢は極めて遺憾である。

わが党は、交通安全の推進の立場から、昨年の衆議院交通安全対策特別委員会の「決議」を提案した。従つて、法案の処理に当たつて

は、あくまでその趣旨をつらぬくとともに、「決議」を歪曲し利用しようとすることにも反対する。

(一) 基本的态度

本改正案については、「決議」にもられてゐる部分、もられてはいないが交通安全にかかる部分、全く係りの無い部分に分けて判断し、修正を目指す。

(1) 交通安全に係る部分（決議事項）

シートベルトについて

① 高速自動車道路における着用義務は法文に明記するとともに、行政処分点数を科す。

② 一般道路における着用及び助手席同乗者については、現行法文と同趣旨の着用努力義務を記すとともに、行政努力とそ

れに基づく着用率の上昇（全ての都道府県において三乃至四割を目途とする）を見守り、その段階で改めて義務化及び行政処分点数を国会で議論する。

（2）交通安全に係る部分（決議外）

① 原付の二段階右折については、施行までの十分な趣旨の徹底を条件に、改正案の通りとする。

② 騒音を生じる走行等の禁止については、その趣旨は十分に合意が得られるもので

あるが、すべからく現場の警察官に判断が委ねられる点に問題点があり、従つて、行政処分点数は科さないよう措置する。

③ 原付運転者のヘルメット着用義務については、十分な趣旨の徹底を条件に、改正案通りとする。

④ 自動二輪車初心運転者の二人乗り禁止については、趣旨は理解できるものの、その判別が困難であり、取締りの公平性に難点がある。従つて、「初心者マーク」等も考えられるが取締りの為のマーク掲示についても法的に疑問が残る。以上の理由をもつて本条項については削除し、安全運転の指導の強化等を推進する中で改めて検討する。

⑤ その他の部分

以上については、全て削除し、行政が必要とする場合においては、改めて改正案を国会に提出させることとする。

(2) 改正案に直接含まれていない事項について

① 交通事故、とりわけトラック、タクシ

ー事故の原因除去・予防のための労働条件、過労防止等に関する施策の強力な推

進

- ② 運転免許税の新設、手数料等の引き上げに反対の意志表示
③ 警察の交通取締りの公平性、現場警察

一九八五・四・一八

官の姿勢のは是正に關する勧告

以上については、決議等をもつて明らかにする。

「公式参拝は違憲ではないかとの疑いをなす否定できない。」とする政府統一見解を堅持するようより要請するものである。

一九八五年四月一八日

中曾根首相の靖国神社春季例大祭参拝の中止を求める申し入れ

内閣総理大臣

中曾根 康弘 殿

日本社会党・護憲共同
靖国神社問題特別委員会
委員長 矢山有作

中曾根首相は、四月二十一日からはじまる靖国神社の春季例大祭に参拝する予定であると伝えられるが、わが党はこれに強く反対であり、首相は参拝をとりやめるよう要請する。首相の靖国神社参拝には次のような問題がある。

一、靖国神社は英靈を祭神とし神道の儀式によつて合祀する宗教団体であり、天皇をはじめ内閣総理大臣その他の國務大臣が公式に靖国神社に参拝することは、憲法第二十条第三項に明確に違反する。中曾根首相はこれまで私的参拝だとしながらも、「内閣総理大臣 中曾根康弘」と記帳し、ことさら

一、靖国神社は、もともと天皇の名によって戦争に送り出され、死んだ人たちを英靈として合祀するために建てられたもので、敗戦までは陸海軍が管理する、軍の宗教施設であつた。敗戦前、國は国民に、靖国神社に合祀されて天皇に参拝してもらうことが最高の名誉だと思わせ、国民を戦場に赴かせるための精神的なよりどころとして靖国神社を利用した。

このような歴史的経緯をもつ靖国神社に首相が参拝することは、かつての侵略戦争に対する反省が欠如していることを示している。

なお、「閣僚の靖国神社参拝に關する懇談会」における政府統一見解見直し作業については、即時中止することを求めるとともに、

むつ小川原開発に関する申し入れ書

四月二十四日に行われた、むつ小川原総合開発会議の「申し合わせ」の内容については、多くの疑問点と欠陥を内包しているので、左記の理由により、閣議口頭了解の議決は行わないよう、強く申し入れる。

記

一、昭和五十二年八月三十日付け閣議口頭了解における、むつ小川原開発第二次基本計画を存続させたまま、新たに「付」なる文書を織り込んだ形で六ヶ所村の弥栄平地区と大石平地区という全くの同一地区に、石

一九八五・四・二五

油精製工場並びにそれに付随する関連施設と、新たに核燃料サイクル施設を建設するという工場配置計画は、極めて不可解なことであり、地元住民をあざむき国民を愚視する官僚の机上プランに過ぎない。

二、核燃サイクル基地建設予定地の上空は、天ヶ森射爆場を中心として、米軍航空機の訓練区域として特別管制区の指定を受けているところであり、米軍との折衝を通じ、特別管制区の解除・縮小・変更等の措置さえ講じられないままに閣議了解をすすめる

一九八五年四月二十五日

日本社会党中央執行委員長

石橋政嗣

内閣総理大臣

中曾根康弘 殿

ことも、適当ではない。
三、石油コンビナート建設（石油備蓄タンクは既設）と核燃料サイクル基地建設とが隣接するようなことは、世界にも例がなく、極めて問題である。

四、予定地は、地盤が軟弱な上に、時として大地震が発生し、また地下水位も高く透水性の大きい地域であり、核燃料サイクル基地としては、全くの不適地である。

以上

国民年金法等改正案に関する社会党の主張と衆・参両院での修正・附帯決議比較一覧

政審事務局

社会党の主張

基礎年金等

○基礎年金についての検討

(參)

○基礎年金の水準、費用負担のあり方等につ

いっては、社会経済情勢の推移、世帯の類型等を考慮して今後検討が加えられるべきものとすること。

- 基礎年金（社会党案の基本年金）の額は単身者月六万円、夫婦一〇万円とする。
- 基礎年金の財源は全額税方式とするが、当面の段階は三分の二が国庫負担（政府案は三分の一）、三分の一が年金制度からの拠出金つまり保険料によるものとする。基礎年金基金は特別会計として独立させる。
- 基礎年金の財源として総理府社会保障制度審議会建議による所得型付加価値税（目的税）の創設を検討し、すみやかに導入する。
- 年金水準は I.L.O 基準をみたすものとする。
(三〇年加入、賃金の六〇%)

○同右

- 老齢年金
- 基礎年金の支給開始年齢六五歳にかかるらず、厚生年金の二階部分（所得比例部分）の財源をいわゆる前倒しすることにより、基礎年金プラス老齢厚生年金に相当する額を六〇歳から支給する。
- 雇用と年金の結合

(參)

- 夫・妻とも六五歳となり老齢基礎年金を受給するまでの間における老齢厚生年金の水準については、配偶者加給年金額（現行月一万五千円）に特別加算を行うものとし、その加算額は一万円（月額）とする。

(參)

- 年金の支給開始年齢を検討する場合にあっては、定年制等雇用との連動が図られるよう十分留意するものとすること。

○賃金スライドの採用

- 今後における基礎年金の水準については、社会経済情勢の推移、世帯の類型を踏まえ、かつ、費用負担のあり方との関連を含め、その改善について検討すること。

厚生年金保険法第二条の二（年金額の改定）
に賃金の二字を入れて……

- 厚生年金保険の年金たる保険給付の額は、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応するため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならないものとすること。

○在職老齢年金の改善をはかる。

- 船員、坑内夫の年金開始年齢（五十五歳）、期間計算の特例は当分の間、その特殊事情を配慮して現行どおりとする。
- 船員、坑内夫の年金開始年齢
- 老齢福祉年金を基礎年金月五万円の基準にそつて引き上げる。（昭和六十年度予算要求事項）

(参)

- 坑内員、船員であつた期間は、被保険者期間を計算する場合においては、施行日から五年間は十分の十二倍とすること。

(参)

○同右

- 第三種被保険者についてはその適用を円滑におこなうとともに、被保険者期間の扱いについては、坑内員、船員の労働の特殊性にたいする配慮と公的年金制度における公平の原則との均衡を十分に考慮して、その具体的な方策につき早急に検討すること。

- 老齢福祉年金については、老後の生活実態等をふまえて今後ともその充実をはかるとともに、その所得制限についても改善をはかること。
- 老齢福祉年金については、老後の生活実態

(参)

等を踏まえて、今後ともその充実を図ること。

- 障害年金の三級制を設け現行水準を維持で
きるようにする。
- 二十歳をこえる学生等の任意加入の対象者
が障害者になつたときは、障害年金の対象
とする。

(参)

- 経過措置について不利益が生じないよう
にすること。

遺族年金

- 遺族年金については、父母の年金にたいす
る制限をなくすようにする。

遺族年金

- 遺族年金については、父母の年金にたいす
る制限をなくすようにする。

遺族年金

- 施行日前に国民年金任意加入期間を有する
障害年金受給権者については、政令の定め
るところによりその任意加入期間に応じて
一時金を支給すること。

(参)

- 被保険者の死亡の当時五十五歳以上であつ
た父母等に六十歳到達時から遺族厚生年金
を支給すること。

- 夫死亡時に三十五歳以上である子なし寡婦
(夫死亡時に十八歳未満の子を有していた
が、その子が十八歳に達したときにおいて
三十五歳以上であるものを含む)には四十
歳から月額三万七千五百円を加算すること。

- 三級障害厚生年金の月額三万七千五百円に
満たないものは三万七千五百円とすること。
- 国民年金制度における学生の取扱いについ
ては、保険料負担能力等を考慮し、今後検
討をおこない必要な措置を講ずるものとす
ること。

(参)

- 厚生年金保険の女子被保険者の保険料率の
上げ幅の引き下げ。

その他

(参)

- 毎年の引上げ幅を千分の一・五ずつとする

○年金の毎月払いを実施する。

○年金の支払い回数については、毎月支払いを実施することにつき、事務処理体制等の整備を図りつつ検討すること。

(参)

○年金の支払いについては、毎月支払いを実施することにつき、事務処理体制等の整備を図りつつ検討するとともに、年金の支払通知については、極力個々の受給者のプライバシーの保護に努めること。

(参)

○自営業者等の保険料のありかたについては、国民年金の費用負担のありかた、所得比例制等との関連を考慮のうえ、今後、総合的に検討をおこない必要な措置を講ずるものとすること。

(参)

○二十歳未満の自営業者等の取扱いについて
は、厚生年金保険の適用事業所に使用される者との均衡等を考慮して今後検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとすること。

(参)

○無年金者の増大を制度的に防止するため、当面保険料免除者等の国の負担を確保する措置をとる。

(参)

○無年金者の問題については、今後ともさらに制度、運用の両面において検討を加え、無年金者が生ずることのないよう努力すること

注

- (1) 社会党の修正方針には、他に、賃金スライド制の採用と四月遡及実施、年金点数制の採用、中小企業退職金共済法に職域年金会計を設置し
- 在日外国人の国民年金適用にあたっては、過去に遡って保険料免除手続きをとり三分の一の国の負担が支出できるようとする。(参)
 - 二国間、多国間の年金通算制の条約を締結する道を開く。
 - 全産業、全事業所に厚生年金の適用を法律で明記する。
 - 年金積立金の自主、有利運用のため被保険者の代表を参加させる。
 - 法人以外の非適用業種および五人未満事業所の従業員にたいする厚生年金保険の適用について、業種の拡大および任意包括制度の計画的推進につき検討し、必要な措置を講ずること。
(参)
 - 同右
 - 同右
 - 無年金者の問題については、適用業務の強化、免除の趣旨徹底等制度・運用の両面において検討を加え、無年金者が生ずることのないよう努力すること。
 - 在外邦人、在日外国人の年金保障の充実について検討を加えるとともに、年金通算協定の締結の推進に努めること。

これへの助成措置、保険料負担割合の労使三対七への変更、婦人の老齢年金開始年齢五十五歳→六十歳への引上げについて激変緩和の措置、年金改革の一環として児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の改善を付則で義務づけ、等があるが、法案修正や附帯決議にはもりこまれずに終った。

(2) 修正方針にはないが、国会審議のなかで大きな論議を呼んだものとして、婦人の年金権にかかる保険料無拠出の専業主婦と有職婦人の年金給付の仕組み上の矛盾の問題、中途障害者（国民年金任意加入者）の無年金の救済等があり、(1)とともに、今後に問題を残した。

(確認答弁) II八五・四・二二三

質問	答弁
基礎年金については、その会計を独立して設けるべきではないか。	基礎年金については、国民年金特別会計に基盤年金のための特別の勘定を設け、その経理を明確に区分して行うこととした。なお、特別会計の新設については、将来の検討課題として、大蔵省とも十分相談、協議して参りたい。
第一号被保険者の被保険者資格認定業務を強化し、無年金者をなくす努力をすべきではないか。	第一号被保険者については、該当者を的確に把握し、その適用の促進を図り無年金者をなくすよう最大限の努力を払って参りたい。
保険料免除制度の趣旨を徹底し、無年金者をなくすよう努めるべきではないか。	保険料納付に努力されてもなお保険料納付が困難な低所得の方については、免除制度の趣旨を十分徹底し、適正な運用を図り、無年金にならないよう最大限の配慮を払って参りたい。
追納保険料の納付方法、納付額の決定に当たっては、従来の経過を十分しんしゃくすべきと思うが如何。	今回改正においては、免除を受けて追納する者と一般の被保険者との公平を図るため、免除を受けた当時の保険料に一定の加算をした額を追納額とするとしているが、追納者の負担が過大なものとなることのないよう十分に配慮して参りたい。
年金額の改定に当たっては、賃金スライドを採用すべきではないか。	財政再計算に伴う改正時には、従来から国民の生活水準、賃金その他の諸情勢の変動に応じて年金額を改定してきたところである。今後とも賃金の変動をも十分考慮して年金水準の見直しをして参りたい。
二〇歳以上の学生が障害となつた時にも障害基礎年金を支給すべきではないか。	衆議院において学生の取扱いについての規定が設けられた趣旨に沿つて今後検討して参りたい。
年金の毎月支払いを実施するとともに、プラ	① 年金の毎月支払の実施に当たっては、支払通知の簡素化が前提となるので、関係省

イバシーを守るために支払通知書は封書化すべきではないか。

年金福祉事業団の民主的運営と被保険者の意向尊重の確保についてどう考えるか。

とも十分協議のうえ、六一年度中に、実施の具体的方策を立てるべく努力したい。
② 封書化の問題については、支払通知の簡素化と密接に関連する問題であるので併せて検討したい。

年金福祉事業団の事業運営については、保険料拠出者の意向が充分反映されるよう鋭意努力をして参りたい。

編集後記

今年のゴールデンウィークは、まさに五月

晴れの言葉がびつたりの、天候に恵まれた週でした。

つつじやぼたんなど晴天に映える花々からそして六月。白や紫の花々がはえる梅雨を迎え、確実に季節はめぐってきます。

都忘れ・あやめ・花菖蒲、そしてあじさい。

どれも昨夜来の雨にしつとりとぬれた風情がいかにも心をなごませ、その趣きは、日本ならではの美しさです。

かつて、がくあじさいとは知らずに、花のついていない枝をさし木し、はじめて花をつけた時、その形の不思議さに、突然変異かと思ひ、大変驚いたことを思い出し、今年も沢山のつぼみをつけた、がくあじさいをみて、ひとりでほほえんでしまいます。

(K)

政策資料編集委員会
委員長 嶋崎 譲
編集委員 木島喜兵衛 岩田利春
島田琢郎 佐藤觀樹
竹田四郎 森井忠良
安永英雄 清水勇
大木正吾 藤田高敏
久保 矢田部理
遠藤隆次 浜本万三
佐間田勝美 岩垂寿喜男
館林千里 船橋成幸
小林高摩三 沖崎利夫
渡辺 博 渡辺
片山甚市

会計監査
兼事務局長

「政策資料」購読料のお知らせ
定価 一部 三〇〇円
送料 一部 五〇円
年間購読料 四二〇〇円（前納）
ご送金は左記へお願いいたします。
郵便振替 東京8-180821
又は
大和銀行 衆議院支店
普通 2038888

日本社会党政策審議会

昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1985年6月1日発行

政策資料第225号

毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会

発行人 鳴崎 譲

発行 日本社会党政策審議会

〒100

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)
